

後期高齢者医療制度の概要

(令和 5 年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	—————	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	—————	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	—————	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)		
2	被 保 険 者	—————	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)		
	年齢区分別の状況 …… (P 9)		
	異動事由別の状況 …… (P 9)		
	市町村別被保険者数 …… (P 10)		
3	保 険 料 の 賦 課	—————	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)		
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)		
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)		
4	保 険 料 の 徴 収	—————	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)		
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)		
	短期証等の交付状況 …… (P 22)		
	差押えの状況 …… (P 22)		
	不納欠損の状況 …… (P 22)		
5	保 険 給 付	—————	P 23～P 38
	医療費及び医療給付費 …… (P 28)		
	葬祭費 …… (P 29)		
	診療種別医療費の状況 …… (P 29)		
	1人当たり医療費の状況 …… (P 30)		
	市町村別医療費の状況 …… (P 31)		
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 32)		
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 33)		
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 35)		
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 36)		
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 37・P 38)		
6	医 療 費 の 適 正 化	—————	P 39
7	保 健 事 業	—————	P 40～P 44
	市町村別交付額等の状況 …… (P 43)		
	市町村別交付額等の状況(歯科) …… (P 44)		
8	決 算 の 状 況	—————	P 45～P 49
	一般会計決算の状況 …… (P 47)		
	特別会計決算の状況 …… (P 48・P 49)		
IV	年 表	—————	P 50～P 58

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成14年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4:県1:市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

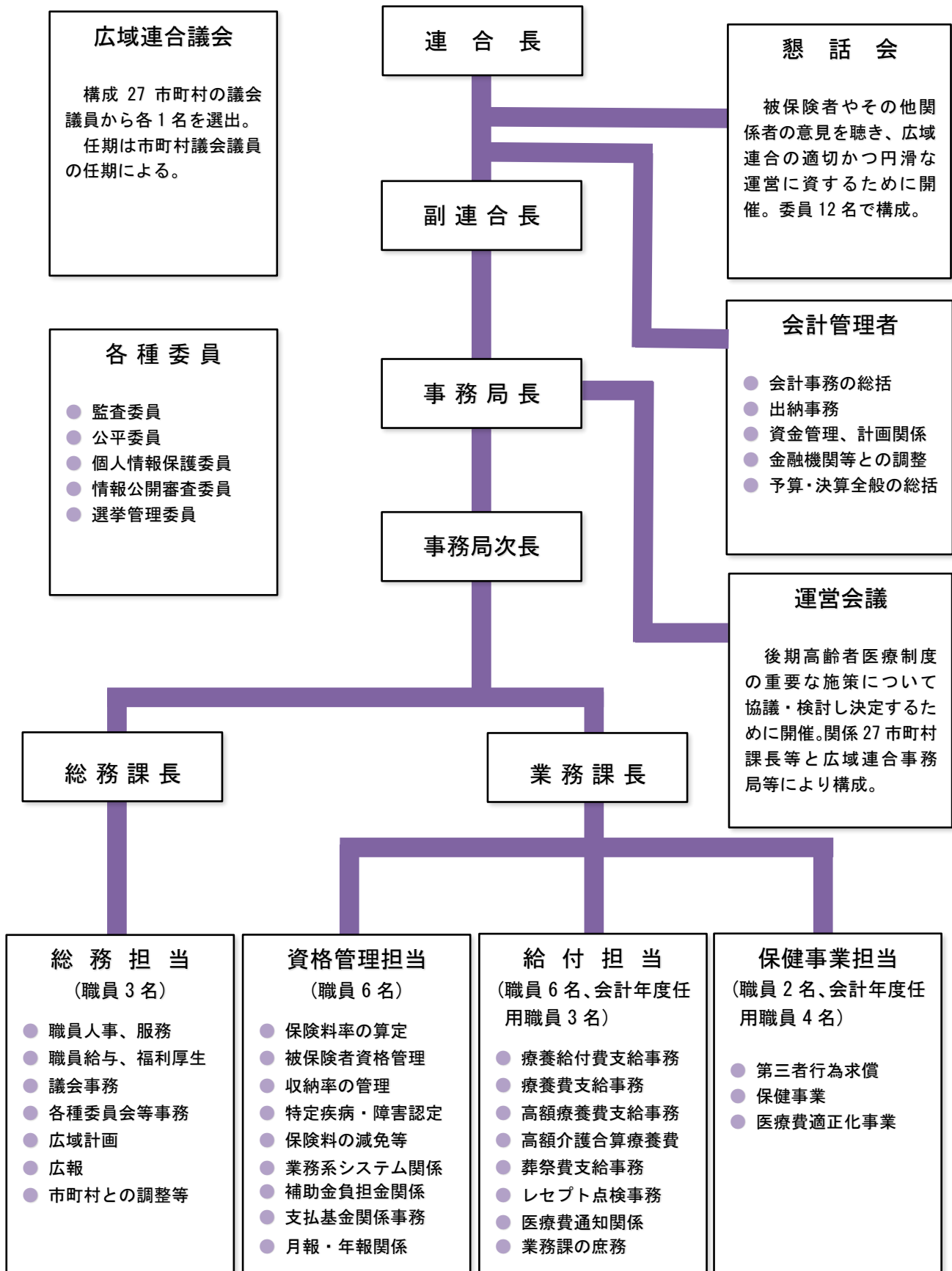
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4:県1:市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度となっています。

Ⅱ 後期高齢者医療広域連合の組織



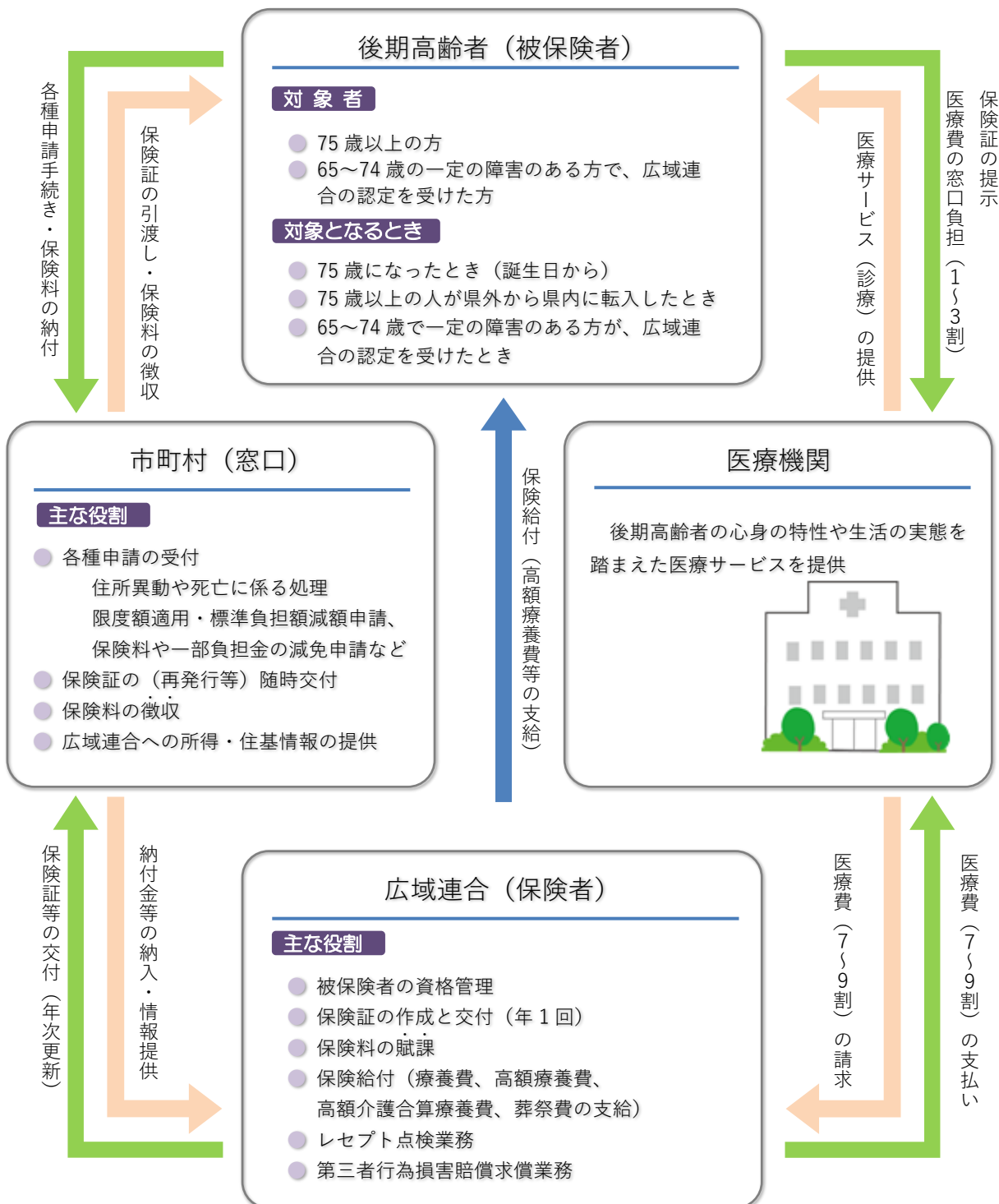
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

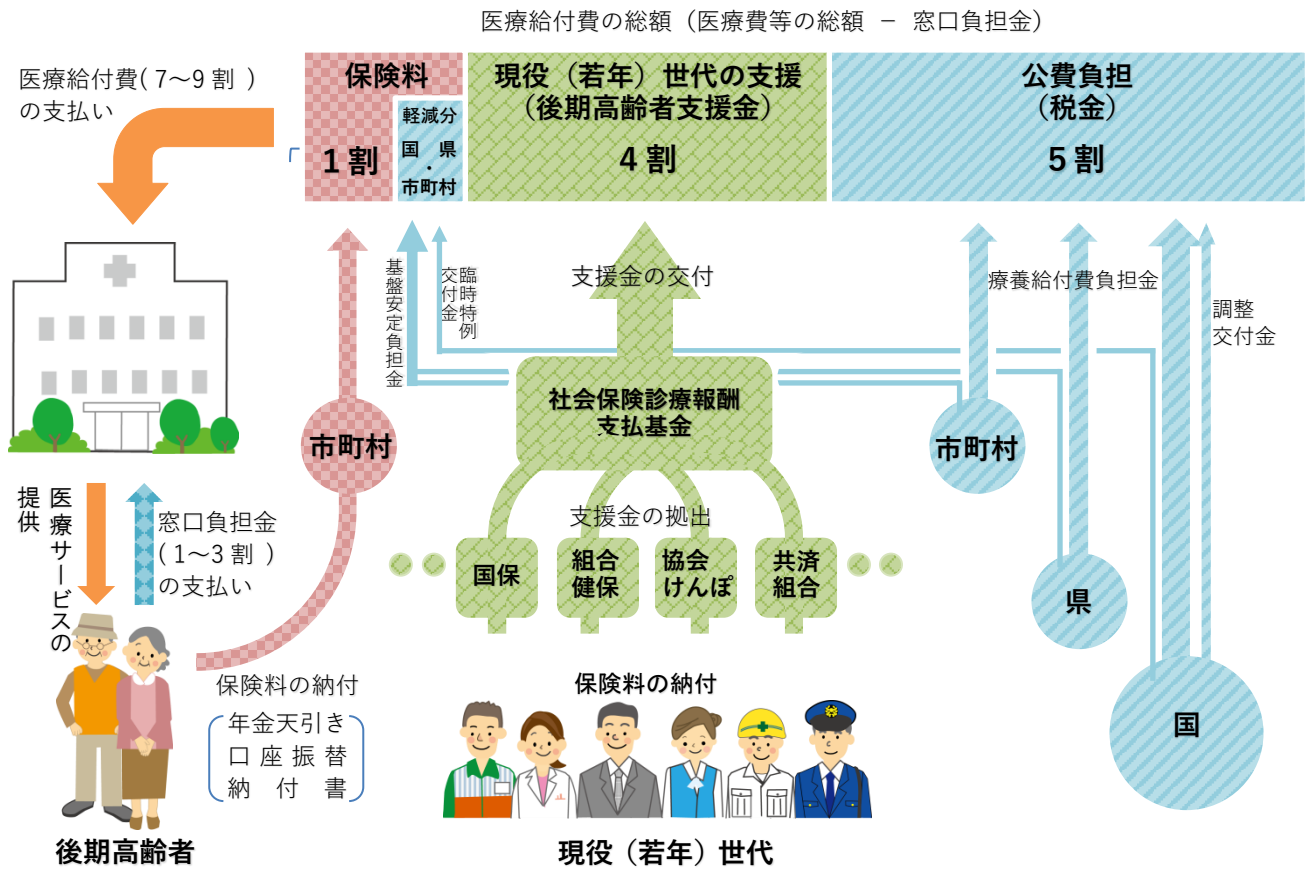
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



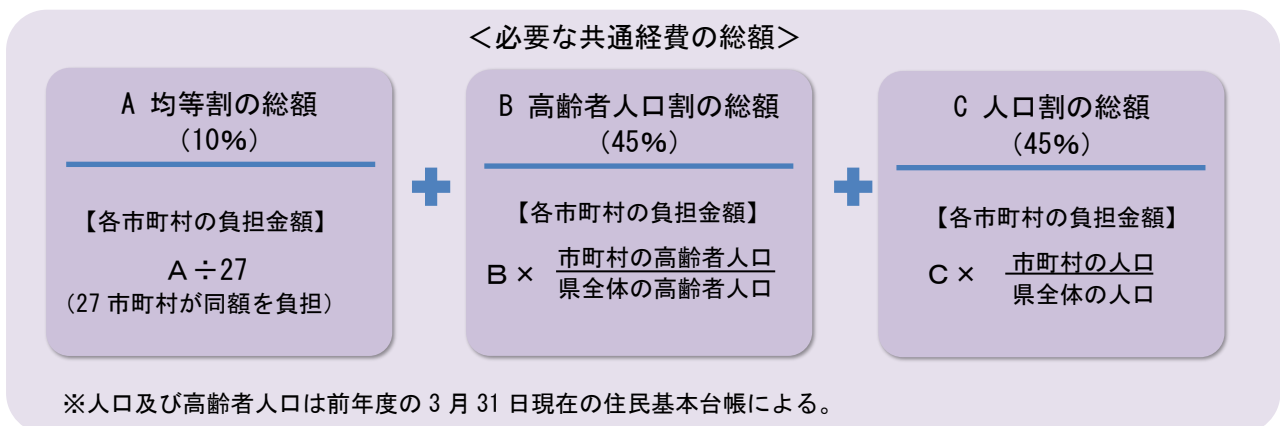
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、令和4・5年度は11.72%、令和6・7年度は12.67%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金 [医療給付の財源] の状況 [令和 5 年度]

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲 府 市	1,245,331,240	919,974,930	4,359,565	2,169,665,735	2,089,893,431	517,490,640
2 富 士 吉 田 市	268,066,620	170,933,510	749,348	439,749,478	471,413,680	133,074,259
3 都 留 市	176,081,282	111,093,410	1,073,565	288,248,257	260,563,251	75,338,264
4 山 梨 市	230,550,900	200,384,719	1,362,414	432,298,033	441,702,322	101,525,823
5 大 月 市	205,137,010	83,645,600	354,800	289,137,410	290,516,628	81,814,460
6 韭 崎 市	186,138,470	103,848,670	1,682,522	291,669,662	283,741,993	75,116,626
7 南アルプス市	401,422,110	264,825,237	1,843,808	668,091,155	658,351,707	164,096,433
8 北 杜 市	414,705,180	219,523,390	1,120,550	635,349,120	582,646,804	160,492,581
9 甲 斐 市	442,041,460	278,541,360	1,379,750	721,962,570	683,130,339	161,980,513
10 笛 吹 市	363,146,010	430,522,770	3,291,882	796,960,662	756,717,973	174,431,582
11 上 野 原 市	200,650,230	96,379,090	346,580	297,375,900	247,710,618	64,278,453
12 甲 州 市	230,882,470	189,891,740	1,377,680	422,151,890	387,935,758	93,295,690
13 中 央 市	152,764,940	116,547,130	1,262,800	270,574,870	247,860,894	61,815,887
14 市 川 三 郷 町	122,692,900	43,443,420	341,730	166,478,050	204,306,367	60,578,987
15 早 川 町	9,012,660	5,200,210	0	14,212,870	16,455,642	5,470,483
16 身 延 町	110,222,260	40,165,580	264,870	150,652,710	196,962,898	52,433,876
17 南 部 町	68,051,500	18,681,400	392,400	87,125,300	106,212,635	28,086,301
18 富 士 川 町	101,102,090	56,452,690	282,200	157,836,980	172,619,883	50,763,257
19 昭 和 町	78,159,240	99,119,920	241,490	177,520,650	140,897,240	30,228,872
20 道 志 村	13,728,970	10,602,350	83,800	24,415,120	14,540,846	3,896,169
21 西 桂 町	21,271,400	9,679,780	0	30,951,180	39,324,843	11,440,923
22 忍 野 村	34,887,730	22,615,700	57,380	57,560,810	58,318,565	13,726,239
23 山 中 湖 村	33,890,340	48,153,040	36,890	82,080,270	52,661,431	11,321,739
24 鳴 沢 村	20,506,370	15,490,450	0	35,996,820	32,003,185	8,211,704
25 富士河口湖町	136,968,040	103,749,300	440,080	241,157,420	217,238,842	55,150,840
26 小 菅 村	5,342,100	4,167,390	0	9,509,490	9,948,095	3,707,664
27 丹 波 山 村	4,001,060	2,879,900	0	6,880,960	9,768,367	3,027,054
広 域 連 合	5,276,754,582	3,666,512,686	22,346,104	8,965,613,372	8,673,444,237	2,202,795,319

● 市町村負担金〔人件費・事務費等の財源〕の状況〔令和５年度〕

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	令和４年度 負担金
1 甲 府 市	185,651	31,749	1,930,067	53,855,066	54,242,659	110,028,000	109,840,000
2 富 士 吉 田 市	47,026	7,810	1,930,067	13,641,663	13,343,260	28,915,000	29,005,000
3 都 留 市	28,795	4,749	1,930,067	8,353,074	8,113,591	18,397,000	18,484,000
4 山 梨 市	33,353	6,398	1,930,067	9,675,294	10,930,881	22,536,000	22,632,000
5 大 月 市	21,967	5,021	1,930,067	6,372,356	8,578,298	16,881,000	17,093,000
6 韭 崎 市	28,205	4,647	1,930,067	8,181,923	7,939,325	18,051,000	17,975,000
7 南アルプス市	71,434	10,291	1,930,067	20,722,123	17,582,009	40,234,000	39,744,000
8 北 杜 市	45,715	9,974	1,930,067	13,261,358	17,040,420	32,232,000	32,020,000
9 甲 斐 市	76,236	10,456	1,930,067	22,115,123	17,863,909	41,909,000	41,163,000
10 笛 吹 市	67,464	11,369	1,930,067	19,570,474	19,423,755	40,924,000	40,871,000
11 上 野 原 市	21,803	4,399	1,930,067	6,324,781	7,515,621	15,770,000	15,845,000
12 甲 州 市	29,775	6,115	1,930,067	8,637,360	10,447,380	21,015,000	21,168,000
13 中 央 市	30,673	3,884	1,930,067	8,897,859	6,635,752	17,464,000	17,225,000
14 市 川 三 郷 町	14,859	3,283	1,930,067	4,310,413	5,608,953	11,849,000	12,021,000
15 早 川 町	892	285	1,930,067	258,758	486,918	2,676,000	2,691,000
16 身 延 町	10,258	2,950	1,930,067	2,975,719	5,040,028	9,946,000	10,191,000
17 南 部 町	7,016	1,664	1,930,067	2,035,255	2,842,917	6,808,000	6,892,000
18 富 士 川 町	14,213	2,833	1,930,067	4,123,016	4,840,135	10,893,000	10,954,000
19 昭 和 町	21,090	2,087	1,930,067	6,117,949	3,565,606	11,614,000	11,419,000
20 道 志 村	1,545	309	1,930,067	448,185	527,922	2,906,000	2,907,000
21 西 桂 町	4,027	652	1,930,067	1,168,183	1,113,932	4,212,000	4,221,000
22 忍 野 村	9,741	920	1,930,067	2,825,744	1,571,805	6,328,000	6,238,000
23 山 中 湖 村	5,707	905	1,930,067	1,655,530	1,546,178	5,132,000	5,108,000
24 鳴 沢 村	3,096	550	1,930,067	898,111	939,666	3,768,000	3,724,000
25 富士河口湖町	26,681	3,635	1,930,067	7,739,829	6,210,339	15,880,000	15,835,000
26 小 菅 村	649	180	1,930,067	188,267	307,527	2,426,000	2,412,000
27 丹 波 山 村	516	143	1,930,067	149,685	244,313	2,324,000	2,322,000
広 域 連 合	808,387	137,258	52,111,809	234,503,100	234,503,100	521,118,000	520,000,000

※ 市町村人口は、令和５年３月３１日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない。

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

(2) 被保険者の適用除外

（1）の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が75歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第55条の2）となります。

(4) 被保険者証

～ 令和6年12月1日まで ～

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者1人に1枚、75歳の誕生日までにお住まいの市町村から送付されます。

また、65歳～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は1年ごとに更新し、毎年8月1日から新しい保険証になります。（負担割合も前年度中の所得等により再判定されます。）

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された場合は、その都度新しい保険証が交付されます。

～ 令和6年12月2日から ～

現行の保険証は新規発行されなくなります。

マイナ保険証所有者には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を、75歳の誕生日までに、お住いの市町村から送付します。障害認定の方には認定後に送付します。

被保険者の要件 (高確法第50条)	
1	県内に住所を有する、75歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

適用除外理由 (高確法第51条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある方で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

住所地特例対象施設 (高確法第55条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	特定施設（介護保険法第8条第11項） 指定介護保険施設

被保険者証見本

被 保 険 者 名	後期 太郎
被 保 険 者 番 号	01234567
負 担 割 合	1 割
有 効 期 限	令和7年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	令和7年7月31日
		交付年月日	令和6年7月31日
被 保 険 者 番 号	01234567		
住 所	甲府市達沢一丁目15番35号		
氏 名	後期 太郎	性別	男
生 年 月 日		昭和10年10月10日	
資 格 取 得 年 月 日		平成20年4月1日	
発 効 期 日		平成20年4月1日	
一 部 負 担 金 の 割 合		1割	
保 険 者 番 号	3 9 1 9 0 0 0 0		
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合		

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口	被保険者			〔再掲〕 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
令和元年度	806,734	130,050	0.99	16.12	1,106	▲ 1.34
令和2年度	805,756	129,550	▲ 0.38	16.08	1,106	0.00
令和3年度	800,598	131,280	1.34	16.40	1,039	▲ 6.06
令和4年度	796,231	135,677	3.35	16.87	913	▲ 12.13
令和5年度	792,492	139,605	2.90	17.62	800	▲ 12.38

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による翌年度4月1日現在の人口

〔参考〕 全国の被保険者数の推移

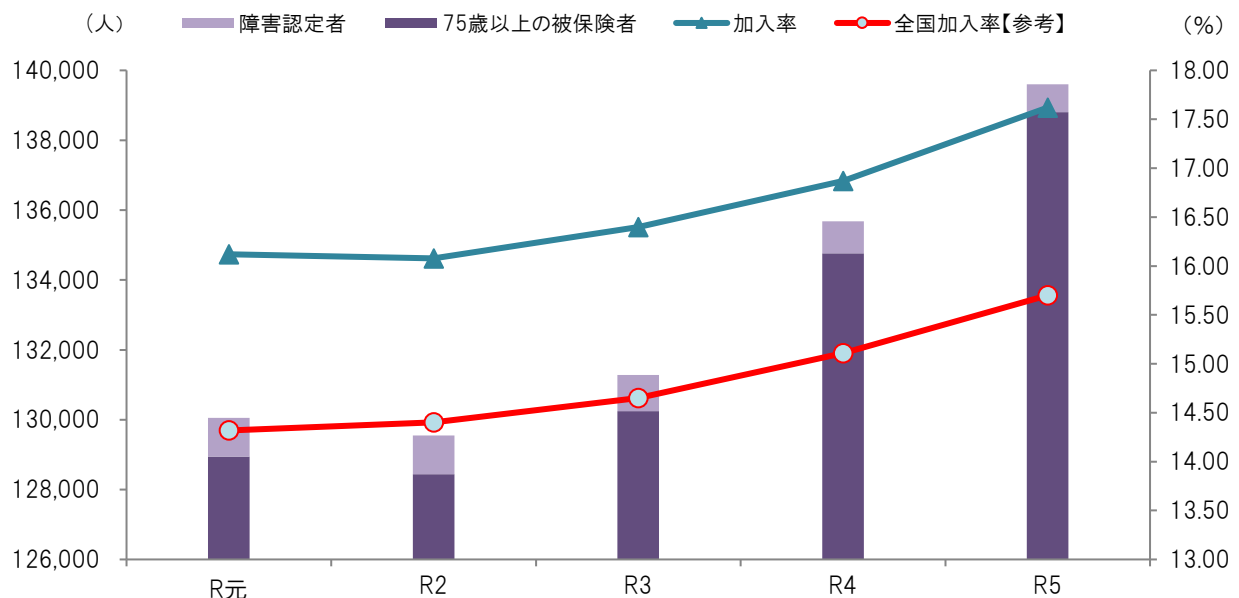
(年度末現在、単位：人、%)

年 度	総人口 (全国)	被保険者			〔再掲〕 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
令和元年度	125,929,817	18,031,647	1.77	14.32	300,732	▲2.80
令和2年度	125,416,930	18,060,182	0.16	14.40	297,003	▲1.24
令和3年度	125,854,647	18,433,595	2.07	14.65	280,156	▲5.67
令和4年度	125,071,329	18,899,150	2.53	15.11	262,434	▲6.33
令和5年度	124,554,329	19,560,793	3.50	15.70	238,684	▲9.05

※ 被保険者数・障害認定者数は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報（各年3月）」による

※ 令和5年度の被保険者数・障害認定者数は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報（2023年12月）」による
令和5年度作成時点で上記データ最新

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
65 歳～69 歳	416	371	307	271	214
70 歳～74 歳	690	735	732	642	586
75 歳～79 歳	47,106	44,655	44,535	48,072	50,186
80 歳～84 歳	35,661	36,480	37,700	38,408	40,324
85 歳～89 歳	26,329	26,470	26,795	27,016	26,828
90 歳～94 歳	14,540	15,089	15,178	15,283	15,306
95 歳～99 歳	4,557	4,881	5,143	5,109	5,250
100 歳～	751	869	890	876	911
計	130,050	129,550	131,280	135,677	139,605
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	1,350	1,026	1,008	1,374	1,458

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
増	転入	374	404	453	436	484
	生活保護の廃止	67	82	82	58	83
	年齢到達	9,145	7,157	9,953	13,640	13,023
	その他	354	257	240	213	181
	計	9,940	7,900	10,728	14,347	13,771
減	転出	454	329	362	383	372
	生活保護の開始	266	233	294	323	332
	死亡	7,677	7,590	8,069	8,903	8,750
	その他	110	92	109	113	121
	計	8,507	8,244	8,834	9,722	9,575
増減差	転入－転出	▲80	75	91	53	112
	生活保護の廃止－開始	▲199	▲151	▲ 212	▲ 265	▲ 249
	年齢到達－死亡	1,468	▲433	1,884	4,737	4,273
	その他	244	165	131	100	60
	計	1,433	▲344	1,894	4,625	4,196

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [令和5年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村		被保険者数			〔 再 掲 〕					
					障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
		人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1	甲 府 市	31,772	22.76	31,383	339	42.38	250	17.15	2,454	23.96
2	富 士 吉 田 市	7,910	5.67	7,787	12	1.50	127	8.71	501	4.89
3	都 留 市	4,805	3.44	4,722	1	0.13	69	4.73	323	3.15
4	山 梨 市	6,545	4.69	6,464	94	11.75	60	4.12	547	5.34
5	大 月 市	5,072	3.63	5,014	6	0.75	53	3.64	218	2.13
6	韭 崎 市	4,708	3.37	4,616	3	0.38	56	3.84	334	3.26
7	南アルプス市	10,704	7.67	10,460	78	9.75	143	9.81	797	7.78
8	北 杜 市	10,301	7.38	10,119	21	2.63	76	5.21	628	6.13
9	甲 斐 市	10,788	7.73	10,499	11	1.38	126	8.64	780	7.61
10	笛 吹 市	11,330	8.12	11,161	78	9.75	117	8.02	1,185	11.57
11	上 野 原 市	4,528	3.24	4,432	5	0.63	32	2.19	288	2.81
12	甲 州 市	6,204	4.44	6,069	7	0.88	56	3.84	609	5.94
13	中 央 市	4,077	2.92	3,965	7	0.88	52	3.57	295	2.88
14	市 川 三 郷 町	3,331	2.39	3,342	57	7.13	31	2.13	122	1.19
15	早 川 町	275	0.20	279	1	0.13	1	0.07	18	0.18
16	身 延 町	2,968	2.13	2,973	33	4.13	18	1.23	102	1.00
17	南 部 町	1,718	1.23	1,707	16	2.00	11	0.75	51	0.50
18	富 士 川 町	2,887	2.07	2,856	17	2.13	28	1.92	148	1.44
19	昭 和 町	2,157	1.55	2,108	2	0.25	27	1.85	236	2.30
20	道 志 村	331	0.24	321	2	0.25	2	0.14	32	0.31
21	西 桂 町	668	0.48	656	1	0.13	16	1.10	24	0.23
22	忍 野 村	976	0.70	945	2	0.25	25	1.71	72	0.70
23	山 中 湖 村	961	0.69	932	2	0.25	14	0.96	123	1.20
24	鳴 沢 村	556	0.40	551	0	0.00	9	0.62	46	0.45
25	富士河口湖町	3,703	2.65	3,642	5	0.63	56	3.84	297	2.90
26	小 菅 村	192	0.14	193	0	0.00	2	0.14	9	0.09
27	丹 波 山 村	138	0.10	146	0	0.00	1	0.07	5	0.05
	広 域 連 合	139,605	100.00	137,342	800	100.00	1,458	100.00	10,244	100.00

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

※ 年度平均は、3月から2月までの被保険者数を合算して12月で除した数値を計上しているため、広域連合の年度平均値と各市町村の年度平均値の合計は一致しません。

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約 1 割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2 年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2 年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

小菅村については、高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条の規定に基づいて、平成 20 年度から平成 25 年度まで不均一賦課することを条例で定めていました。(差額は国県が 1/2 ずつ負担)。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では 50 : 50 の割合ですが、全国平均からみた県の所得水準により比率が変化します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

< 必要な保険料の総額 >

均等割（総額） 原則 50 %
所得割（総額） 原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔 令和 6 年度本算定時における賦課割合は、
均等割 49.10 % : 所得割 50.90 % 〕

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

所得割率

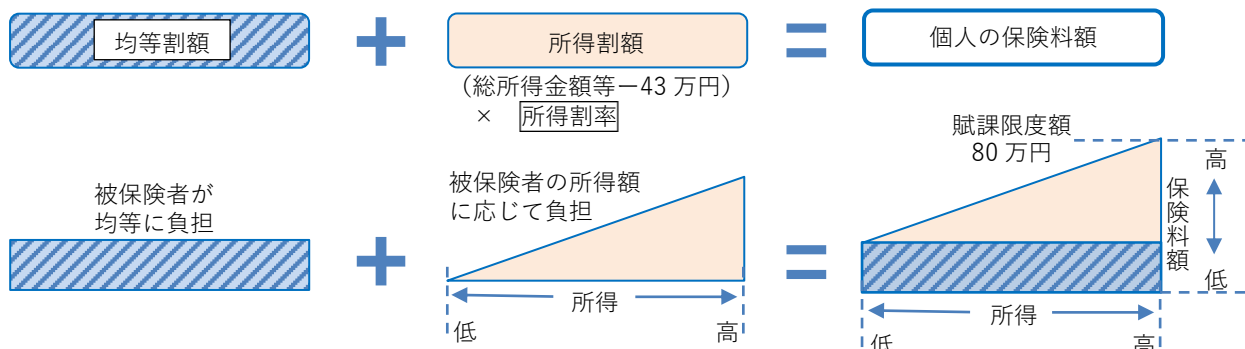
所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

令和 6・7 年度の算定では、均等割については、「制度改正に伴う増加」が生じないようにするため、所得割賦課総額は、所得係数に 52/48(補正係数)を乗じています。

年度	所得割率	均等割額
平成 24・25 年度	7.86 %	39,670 円
平成 26・27 年度	7.86 %	40,490 円
平成 28・29 年度	7.86 %	40,490 円
平成 30・令和元年度	7.86 %	40,490 円
令和 2・3 年度	7.86 %	40,490 円
令和 4・5 年度	8.30 %	40,980 円
令和 6・7 年度	11.11 %	50,770 円

(3) 個人の保険料額

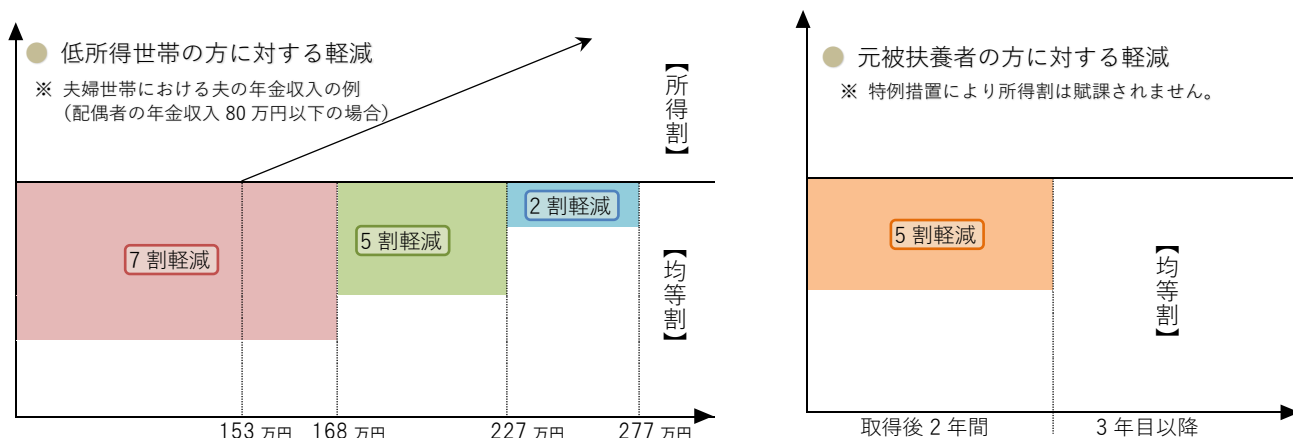
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、保険料の軽減に要する財源は、後期高齢者保険基盤安定負担金（下図の「低所得世帯の方に対する軽減」及び「元被扶養者の方に対する軽減」の網掛け部分に要する費用）により、県が 3/4、市町村が 1/4 を負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合	軽減の対象となる条件（令和 6 年 4 月 1 日～）
7 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1)
均等割額 5 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 29.5 万円 × 被保険者数
2 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 54.5 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から 2 年間、所得割額は賦課されません。また、均等割額については、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

（５）保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるとされています。（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条）

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。（災害救助法適用市町村から転入、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主たる生計維持者の死亡・重篤な傷病又は収入の減少等）
※新型コロナウイルスによる減免は令和 5 年 3 月 31 日で終了

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者	(内 訳)									
		現役並み所得者		一般Ⅱ		一般Ⅰ		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数計	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数
令和元	130,050	8,105	6.23	-	-	69,873	53.73	29,648	22.80	22,424	17.24
令和2	129,550	8,024	6.19	-	-	69,226	53.44	30,358	23.43	21,942	16.94
令和3	131,280	8,232	6.27	-	-	69,683	53.08	31,629	24.09	21,736	16.56
令和4	135,677	9,414	6.94	23,604	17.40	47,537	35.04	33,451	24.65	21,671	15.97
令和5	139,605	10,244	7.34	24,558	17.59	48,385	34.66	34,854	24.97	21,564	15.45

● 軽減被保険者の状況

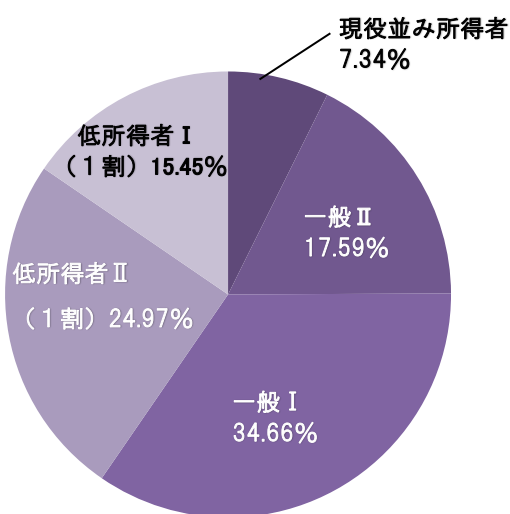
(年度末現在、単位：人、%)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体※1		137,037	-	139,208	-	144,437	-	148,286	-
均等割軽減者数 (内訳)	7割※2	60,131	43.88	61,418	44.12	63,121	43.70	63,844	43.05
	9割 (H30年度まで)	-	-	-	-	-	-	-	-
	8.5割 (R元年度まで)	-	-	-	-	-	-	-	-
	8割 (R2年度のみ)	-	-	-	-	-	-	-	-
	7.75割 (R2年度のみ)	31,306	22.84	-	-	-	-	-	-
	7割 (本則どおり)	28,825	21.03	61,418	44.12	63,121	43.70	63,844	43.05
	5割 (被扶養者軽減を含む)	16,660	12.16	17,100	12.28	18,362	12.71	20,175	13.61
2割		13,041	9.52	13,092	9.40	13,888	9.62	15,017	10.13

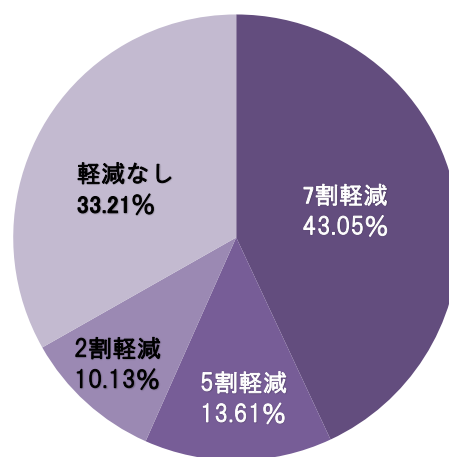
※1 保険料の調定情報に基づく被保険者数を計上しているため、年度末の被保険者数とは一致しません。

※2 特例措置により本則の7割を超えて保険料軽減が実施されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和3年度を以て本則どおりの軽減率となっています。

● 所得区分の割合 [令和5年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [令和5年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目		平成 28 ・ 29 年度	平成 30 ・ 令和元年度	令和 2 ・ 3 年度	令和 4 ・ 5 年度	令和 6 ・ 7 年度
均 一 賦 課	所得割率	7.86%	7.86%	7.86%	8.30%	11.11%
	均等割額	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,980 円	50,770 円
賦課限度額（法定）		57（57）万円	62（62）万円	64（64）万円	66（66）万円	80（80）万円

イ 賦課割合

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
所得割	45.63%	45.79%	45.69%	47.90%	48.79%	50.90%
均等割	54.37%	54.21%	54.31%	52.10%	51.21%	49.10%

※ 賦課割合は、本算定時（7 月 1 日）の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
軽減前賦課額		74,468 円	74,687 円	74,549 円	78,650 円	80,019 円	103,395 円
	増 減 額	926 円	219 円	▲138 円	4,101 円	1,369 円	23,376 円
	対前年度増減率	1.26%	0.29%	▲0.18%	5.50%	1.74%	29.21%
軽減後賦課額		56,376 円	58,000 円	58,360 円	62,172 円	63,227 円	83,125 円
	増 減 額	2,962 円	1,624 円	360 円	3,812 円	1,055 円	19,898 円
	対前年度増減率	5.55%	2.88%	0.62%	6.53%	1.70%	31.47%

※ 各項目の数値は、本算定時（7 月 1 日）の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したものの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したものの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、%)

	均一保険料率						被保険者1人当たり平均保険料額(月額)			
	令和6・7年度				令和4・5年度		令和6・7年度		令和4・5年度	令和2・3年度
	均等割額	順位	所得割率	順位	均等割額	所得割率	保険料額	順位	保険料額	保険料額
全 国	50,389	-	10.21	-	47,777	9.34	7,137	-	6,472	6,358
北 海 道	52,953	15	11.79	2	51,892	10.98	6,403	26	6,014	5,995
青 森 県	46,800	37	9.9	27	44,400	8.80	4,578	46	4,267	4,165
岩 手 県	43,800	46	8.53	47	40,900	7.36	4,674	45	4,269	3,941
宮 城 県	47,400	34	9.28	39	44,640	8.62	6,297	27	5,687	5,324
秋 田 県	45,260	43	9.02	42	44,310	8.27	4,443	47	4,097	3,975
山 形 県	47,600	32	9.43	38	43,100	8.80	5,184	43	4,613	4,535
福 島 県	45,900	40	8.98	43	44,300	8.48	5,293	41	4,922	4,732
茨 城 県	47,500	33	9.66	32	46,000	8.50	6,483	24	5,842	5,798
栃 木 県	45,600	42	8.84	44	43,200	8.54	5,890	36	5,352	5,377
群 馬 県	49,100	29	10.07	26	45,700	8.89	6,135	30	5,499	5,368
埼 玉 県	45,930	39	9.03	41	44,170	8.38	7,156	10	6,564	6,260
千 葉 県	43,800	46	9.11	40	43,400	8.39	6,993	13	6,648	6,633
東 京 都	47,300	35	9.67	31	46,400	9.49	9,279	1	8,737	8,360
神奈川県	45,900	40	10.08	23	43,100	8.78	8,868	2	7,886	7,858
新 潟 県	44,200	45	8.61	46	40,400	7.84	5,099	44	4,552	4,474
富 山 県	46,800	37	8.82	45	46,800	8.82	6,017	33	5,684	5,695
石 川 県	50,760	23	9.88	28	48,500	9.53	6,685	19	6,036	5,900
福 井 県	49,700	26	9.7	30	49,700	9.70	6,595	20	6,230	5,810
山 梨 県	50,770	22	11.11	10	40,980	8.30	6,843	15	5,109	4,934
長 野 県	44,365	44	9.45	37	40,907	8.43	5,992	35	5,260	5,227
岐 阜 県	49,412	28	9.56	34	46,023	8.90	6,571	21	5,840	5,645
静 岡 県	47,000	36	9.49	36	42,500	8.29	6,831	16	5,897	5,808
愛 知 県	53,438	14	11.13	9	49,398	9.57	8,615	3	7,593	7,638
三 重 県	48,903	30	9.82	29	44,589	8.99	6,428	25	5,689	5,753
滋 賀 県	48,604	31	9.56	34	46,160	8.70	6,815	17	6,168	6,161
京 都 府	56,340	9	10.95	14	53,420	10.46	7,763	6	7,202	7,001
大 阪 府	57,172	5	11.75	3	54,461	11.12	7,972	5	7,305	7,286
兵 庫 県	52,791	16	11.24	8	50,147	10.28	7,454	9	6,960	7,243
奈 良 県	51,500	21	10.55	17	50,500	9.93	7,749	7	7,096	6,947
和歌山県	54,428	12	11.04	12	50,317	9.33	6,272	28	5,393	5,376
鳥 取 県	52,138	18	10.64	16	47,436	9.10	5,818	37	5,097	4,614
島 根 県	50,160	25	10.08	23	50,880	9.35	5,756	39	5,347	5,265
岡 山 県	50,200	24	10.49	19	47,500	9.50	6,544	22	5,917	5,790
広 島 県	49,621	27	9.63	33	45,840	8.67	7,089	11	6,198	6,254
山 口 県	57,012	7	11.52	7	53,417	10.34	6,995	12	6,252	6,362
徳 島 県	56,311	10	10.55	17	56,044	10.47	6,009	34	5,718	5,583
香 川 県	54,000	13	10.41	20	50,800	9.80	6,846	14	6,326	6,122
愛 媛 県	51,930	19	10.16	22	49,140	9.09	5,793	38	5,262	5,047
高 知 県	56,000	11	10.78	15	55,500	10.50	6,048	32	5,729	5,620
福 岡 県	60,004	1	11.83	1	56,435	10.54	7,535	8	6,811	6,765
佐 賀 県	57,100	6	11.09	11	54,100	10.23	6,541	23	5,783	5,579
長 崎 県	52,400	17	10.31	21	49,400	9.03	5,749	40	5,249	4,954
熊 本 県	58,000	4	10.98	13	54,000	10.26	6,188	29	5,518	5,216
大 分 県	59,200	3	11.55	6	53,600	10.32	6,699	18	5,257	4,964
宮 崎 県	51,700	20	10.08	23	48,400	9.08	5,274	42	4,718	4,648
鹿 児 島 県	59,900	2	11.72	4	56,900	10.88	6,098	31	5,350	5,108
沖 縄 県	56,400	8	11.6	5	48,440	8.88	8,157	4	6,346	6,316

●均一保険料率及び令和6・7年度、令和4・5年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率について」(令和6年4月1日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より

●令和2・3年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について」(令和4年4月1日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収(口座振替・納付書)				本	本	本	本	本	本	本	本	

① … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

② … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

※ 令和 6 年 12 月 2 日から現行の保険証は発行されなくなることに伴い、短期証の発行もなくなります。

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

保険料の収納不足や医療給付費等の増大によって財源不足が生じる場合、不足する金額の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が都道府県毎に設置されており、その基金の財源は、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担しています。

山梨県では、平成 20 年度から 25 年度まで給付見込額の 0.09 %（拠出率）を基金に積み立てておりましたが、平成 26 年度以降は、収入不足に対応するための必要額が基金に確保されている（令和 3 年度末時点の基金残高 約 14 億円）ことから、拠出率は 0 %となっています。

令和 5 年度、医療費増額に伴う保険料不足が生じたため、基金より 8 億円の借入れを行い、令和 6・7 年度の保険料算定においては、保険料抑制のため、基金の活用について、県と度重なる協議を行いましたが、残額の減少、及び今後の突発的な事象に対応するため、活用しないことに至りました。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度増減
令和元年度	7,452,731,990	100.00	7,420,439,470	99.56	0.10
現年度分	7,435,497,410	99.77	7,403,357,320	99.56	0.08
特別徴収	4,607,986,780	61.97	4,607,986,780	100.00	0.00
普通徴収	2,827,510,630	38.03	2,795,370,540	98.86	0.21
過年度分	17,234,580	0.23	17,082,150	99.11	4.72
令和2年度	7,666,279,030	100.00	7,642,259,081	99.68	0.12
現年度分	7,655,216,030	99.86	7,631,362,021	99.68	0.12
特別徴収	4,839,250,590	63.22	4,839,250,590	100.00	0.00
普通徴収	2,815,965,440	36.78	2,792,111,431	99.15	0.29
過年度分	11,063,000	0.14	10,897,060	98.50	▲0.61
令和3年度	7,766,181,860	100.00	7,738,960,440	99.64	▲0.04
現年度分	7,752,527,600	99.82	7,725,927,610	99.65	▲0.03
特別徴収	4,902,591,770	63.24	4,902,591,770	100.00	0.00
普通徴収	2,849,935,830	36.76	2,823,335,840	99.06	▲0.09
過年度分	13,654,260	0.18	13,032,830	95.44	▲3.06
令和4年度	8,528,601,830	100.00	8,501,137,289	99.67	0.03
現年度分	8,510,864,170	99.79	8,484,129,319	99.69	0.04
特別徴収	5,069,904,090	59.45	5,069,901,010	100.00	0.00
普通徴収	3,440,960,080	40.35	3,414,228,309	99.22	0.16
過年度分	17,737,660	0.21	17,007,970	95.89	0.45
令和5年度	8,963,114,870	100.00	8,926,215,906	99.58	▲0.09
現年度分	8,939,339,410	99.73	8,903,189,936	99.60	▲0.09
特別徴収	5,259,199,600	58.67	5,259,199,600	100.00	0.00
普通徴収	3,680,139,810	41.06	3,643,990,336	99.02	▲0.20
過年度分	23,775,460	0.27	23,025,970	96.85	0.96

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度増減	不納欠損額
令和元年度	54,546,898	30,639,785	56.17	2.02	4,767,089
令和2年度	50,914,624	29,318,491	57.58	1.41	6,088,800
令和3年度	39,185,262	21,886,123	55.85	▲1.73	4,328,872
令和4年度	39,865,587	22,036,510	55.28	▲0.58	3,673,629
令和5年度	41,186,599	22,224,144	53.95	▲1.32	5,194,499

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 市町村別収納状況〔令和 5 年度〕

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率	不納欠損額
	現年度分 特別徴収	現年度分 普通徴収	過年度分	計	構成 比率				
1 甲 府 市	1,238,398,090	924,738,200	4,995,980	2,168,132,270	24.19	2,157,415,091	10,717,179	99.50	0
2 富 士 吉 田 市	267,638,860	171,404,300	461,810	439,504,970	4.90	438,979,980	524,990	99.88	0
3 都 留 市	175,745,690	112,138,220	727,180	288,611,090	3.22	287,376,470	1,234,620	99.57	0
4 山 梨 市	229,994,450	202,099,000	2,867,200	434,960,650	4.85	430,935,994	4,024,656	99.07	0
5 大 月 市	204,579,710	82,889,750	830,940	288,300,400	3.22	287,613,150	687,250	99.76	0
6 韮 崎 市	185,275,170	103,929,850	1,201,270	290,406,290	3.24	288,956,980	1,449,310	99.50	0
7 南アルプス市	400,881,870	264,891,440	1,731,760	667,505,070	7.45	665,764,430	1,740,640	99.73	0
8 北 杜 市	412,237,910	218,532,590	1,465,770	632,236,270	7.05	631,596,561	639,709	99.89	6,400
9 甲 斐 市	440,974,450	279,519,140	1,382,010	721,875,600	8.05	718,813,900	3,061,700	99.57	0
10 笛 吹 市	362,892,910	432,371,610	2,983,860	798,248,380	8.91	794,137,360	4,111,020	99.48	0
11 上 野 原 市	200,074,820	97,699,850	491,830	298,266,500	3.33	296,990,670	1,275,830	99.57	0
12 甲 州 市	229,842,930	192,095,170	698,670	422,636,770	4.72	421,174,560	1,462,210	99.65	0
13 中 央 市	152,565,690	115,628,600	1,057,870	269,252,160	3.00	268,627,010	625,150	99.76	0
14 市 川 三 郷 町	122,099,570	43,490,000	678,290	166,267,860	1.86	165,371,110	896,750	99.46	0
15 早 川 町	8,840,910	5,825,660	14,360	14,680,930	0.16	14,629,830	51,100	99.65	0
16 身 延 町	111,201,070	40,228,570	250,220	151,679,860	1.69	151,561,550	118,310	99.92	0
17 南 部 町	67,975,280	18,541,260	79,320	86,595,860	0.97	86,571,960	23,900	99.9	0
18 富 士 川 町	101,000,560	56,869,620	574,070	158,444,250	1.77	157,762,060	682,190	99.56	0
19 昭 和 町	77,964,490	99,401,840	228,650	177,594,980	1.98	177,009,280	585,700	99.6	0
20 道 志 村	13,512,440	10,580,800	48,960	24,142,200	0.27	24,139,480	2,720	99.98	0
21 西 桂 町	21,156,650	9,657,160	10,050	30,823,860	0.34	30,823,860	0	100.0	0
22 忍 野 村	34,839,900	22,762,650	104,930	57,707,480	0.64	57,707,480	0	100.0	0
23 山 中 湖 村	33,660,580	48,027,520	269,130	81,957,230	0.91	80,492,590	1,464,640	98.21	0
24 鳴 沢 村	20,468,910	15,603,230	26,040	36,098,180	0.40	36,098,180	0	100.0	0
25 富士河口湖町	136,516,670	104,619,060	586,450	241,722,180	2.70	240,265,390	1,456,790	99.39	0
26 小 菅 村	5,156,850	4,294,220	3,060	9,454,130	0.11	9,391,530	62,600	99.33	0
27 丹 波 山 村	3,703,170	2,300,500	5,780	6,009,450	0.07	6,009,450	0	100.0	0
広 域 連 合	5,259,199,600	3,680,139,810	23,775,460	8,963,114,870	100.0	8,926,215,906	36,898,964	99.58	6,400

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	11,036,446	26.80	4,354,965	6,681,481	39.45	2,066,629	30.93
2 富 士 吉 田 市	1,454,808	3.53	749,348	705,460	51.50	168,640	23.90
3 都 留 市	1,523,330	3.70	1,073,565	449,765	70.47	59,440	13.22
4 山 梨 市	2,823,167	6.85	1,362,414	1,460,753	48.25	526,189	36.02
5 大 月 市	618,390	1.50	354,800	263,590	57.37	27,870	10.57
6 韭 崎 市	2,263,733	5.50	1,671,562	592,171	73.84	53,675	9.06
7 南アルプス市	2,662,148	6.46	1,843,808	818,340	69.26	76,750	9.38
8 北 杜 市	1,638,160	3.98	1,110,750	527,410	67.80	258,880	49.09
9 甲 斐 市	2,183,400	5.30	1,375,650	807,750	63.00	142,460	17.64
10 笛 吹 市	4,235,850	10.28	3,290,682	945,168	77.68	164,560	17.41
11 上 野 原 市	1,773,610	4.31	346,580	1,427,030	19.54	931,270	65.26
12 甲 州 市	3,003,421	7.29	1,377,680	1,625,741	45.87	92,420	5.68
13 中 央 市	1,783,620	4.33	1,262,800	520,820	70.79	0	0.00
14 市 川 三 郷 町	464,720	1.13	307,810	156,910	66.23	69,160	44.08
15 早 川 町	2,040	0.00	0	2,040	0.00	0	0.00
16 身 延 町	833,800	2.02	264,870	568,930	31.76	239,510	42.10
17 南 部 町	392,400	0.95	392,400	0	100.00	0	-
18 富 士 川 町	283,750	0.69	282,200	1,550	99.45	1,550	100.00
19 昭 和 町	500,130	1.21	241,490	258,640	48.28	10,100	3.91
20 道 志 村	83,800	0.20	83,800	0	100.00	0	-
21 西 桂 町	0	0.00	0	0	-	0	-
22 忍 野 村	0	0.00	0	0	-	0	-
23 山 中 湖 村	36,890	0.09	36,890	0	100.00	0	-
24 鳴 沢 村	0	0.00	0	0	-	0	-
25 富士河口湖町	1,588,986	3.86	440,080	1,148,906	27.69	305,396	26.58
26 小 菅 村	0	0.00	0	0	-	0	-
27 丹 波 山 村	0	0.00	0	0	-	0	-
広 域 連 合	41,186,599	100.00	22,224,144	18,962,455	53.95	5,194,499	27.39

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数	短期証交付者数							資格証明書交付者数	
		8月1日 現在	割合	〈内 訳〉					8月1日 現在	割合
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	その他		
令和元年度	129,306	342	0.26	1	152	0	189	0	0	0.00
令和2年度	130,062	292	0.22	2	151	1	136	2	0	0.00
令和3年度	129,363	283	0.22	0	119	2	161	1	0	0.00
令和4年度	132,831	317	0.24	3	171	1	43	99	0	0.00
令和5年度	136,842	346	0.25	2	141	3	85	115	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
令和元年度	21	0	0	13	1,730 千円
令和2年度	15	1	0	16	1,911 千円
令和3年度	7	0	0	4	1,624 千円
令和4年度	30	1	0	4	1,890 千円
令和5年度	26	1	0	5	1,155 千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
令和元年度	608	4,768,949	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和2年度	564	6,089,200	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和3年度	599	4,333,302	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効
令和4年度	668	3,704,209	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効
令和5年度	669	5,200,899	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関等に支払う窓口負担金の割合は、下表 1 のとおりとなります。

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が 145 万円以上ある場合でも、下表 2 の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口提出すると 1 割または 2 割負担になります。

なお、令和 4 年 1 月 1 日から、公簿等により収入額が下表 2 のいずれかの条件に該当していることを市町村で確認できる場合、「基準収入額適用申請書」の提出を不要とすることができるようになりました。

表 1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が 145 万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3 割
一般Ⅱ (令和 4 年 10 月 1 日から)	課税	① 世帯内に被保険者が 1 人の場合 ・「住民税課税所得が 28 万円以上」かつ「公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 200 万円以上」 ② 世帯内に被保険者が 2 人以上の場合 ・「同じ世帯の被保険者のうち、いずれかの住民税課税所得額が 28 万円以上」かつ「本人および同じ世帯の被保険者全員の公的年金収入額とその他の合計所得金額が合計 320 万円以上」	2 割
一般Ⅰ	課税	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の被保険者	1 割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1 割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得（年金所得の控除額は 80 万円として計算）が 0 円となる被保険者	1 割

表 2 住民税課税所得が 145 万円以上でも 1 割または 2 割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか 1 つに該当）
条件 1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が 1 人で、収入が 383 万円未満
条件 2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が 1 人で、収入が 383 万円以上あるが、同じ世帯に 70 歳～74 歳の方がいて、その方との収入の合計額が 520 万円未満
条件 3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が 2 人以上で、前年の収入の合計額が 520 万円未満

（２）一部負担金の減免

過去１年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき	3	事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき
2	世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき	4	干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

（３）療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の１割～３割（割合は前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

（４）療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合、海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）に、申請により保険者負担分の金額が給付されます。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた（治療目的の渡航は除く）

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		自己負担限度額	
		外 来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円)	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円)	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)	
一 般 Ⅱ※ ¹		「6,000 円 + (医療費※ ² - 30,000 円) × 10%」又は「18,000 円」のいずれかの低い金額を適用 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)
一 般 Ⅰ		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※¹ 特定疾病療養受療証による療養給付を受けた方や国公費の療養給付を受けた方の場合、外来医療にかかる自己負担限度額の算定方法が異なります。

※² 医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算します。

◆窓口2割負担の導入にかかる配慮措置の実施について

窓口負担割合が1割から2割に変更となる方は、令和7年9月30日までの間に限り、1か月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を3,000円までに抑える措置（配慮措置）が講じられます。

※同一の医療機関での受診は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなりますが、複数の医療機関を受診した場合、合算した自己負担額のうち上限額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療 + 介護保険
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一 般 Ⅰ・Ⅱ		56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

（７）入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

● 入院時の食費

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ		490 円 ^{※1}
低所得者Ⅱ	90 日までの入院	230 円
	過去 12 か月で 90 日を超える入院	180 円
低所得者Ⅰ		110 円

※1 指定難病患者は 280 円です。

● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	490 円 ^{※1}	
低所得者Ⅱ	230 円 ^{※2}	370 円 ^{※4}
低所得者Ⅰ	140 円 ^{※3}	
老齢福祉年金受給者	110 円	0 円

※1 一部医療機関では 450 円の場合があります。指定難病患者は 280 円です。

※2 医療区分 2・3 の方（入院医療の必要性の高い方）及び指定難病患者は、過去 12 か月間の入院日数が 90 日を超えた際に 180 円となります。

※3 医療区分 2・3 の方（入院医療の必要性の高い方）及び指定難病患者は 110 円です。

※4 指定難病患者は 0 円です。

（８）移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

（９）訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

（１０）葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費 5 万円が支給されます。

★限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分が非課税世帯（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示していただいた場合、医療費の窓口支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、また入院時の食事代等が減額されます。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費（食費、居住費を除く）と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

※1.新規発行は令和6年12月1日までとなります。

※2.令和6年12月2日以降は交付申請不要となり、オンライン上で、区分の確認ができるようになります。

但し、長期入院に該当する場合は、これまで通り入院日数を確認できる書類を添えて申請が必要です。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限		令和**年7月31日	
交付年月日		令和**年8月1日	
被保険者番号		*****	
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日		令和**年 8 月 1 日	
適 用 区 分		区分Ⅰ	
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

★限度額適用認定証

所得区分が現役並みⅠ・Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただいた場合、医療費の窓口支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

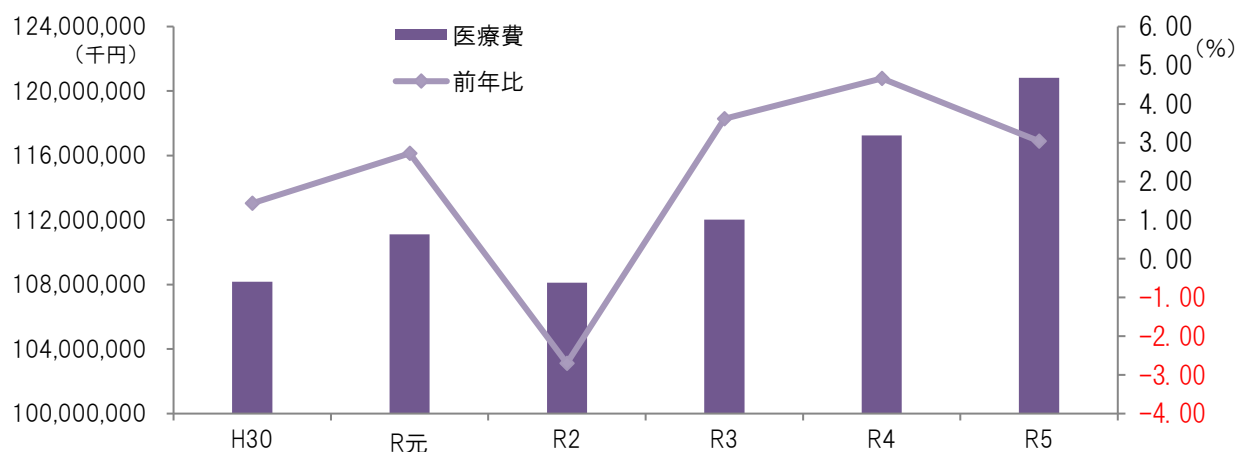
また、「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

※1.新規発行は令和6年12月1日までとなります。

※2.令和6年12月2日以降は交付申請不要となり、オンライン上で、区分の確認ができるようになります。

後期高齢者医療限度額適用認定証			
有効期限		令和**年7月31日	
交付年月日		令和**年8月1日	
被保険者番号		*****	
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日		令和**年 8 月 1 日	
適 用 区 分		現役Ⅰ	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位: 円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
平成 30 年度	108,175,492,489	1.43	98,708,925,032	3,845,414,526	39,556,486	9,466,567,457	91.25
3 割	5,577,665,056	6.45	4,466,791,211	543,116,799	4,271,975	1,110,873,845	80.08
	102,597,827,433	1.18	94,242,133,821	3,302,297,727	35,284,511	8,355,693,612	91.86
令和元年度	111,117,797,849	2.72	101,431,327,813	3,983,777,972	102,498,925	9,686,470,036	91.28
3 割	5,873,235,797	5.30	4,650,945,249	516,791,694	10,777,986	1,222,290,548	79.19
	105,244,562,052	2.58	96,780,382,564	3,466,986,278	91,720,939	8,464,179,488	91.96
令和 2 年度	108,117,602,555	▲2.70	98,962,139,651	4,071,759,850	109,235,634	9,155,462,904	91.53
3 割	5,844,332,958	▲0.49	4,655,664,144	562,106,854	10,066,899	1,188,668,814	79.66
	102,273,269,597	▲2.82	94,306,475,507	3,509,652,996	99,168,735	7,966,794,090	92.21
令和 3 年度	112,027,925,156	3.62	102,635,746,611	4,297,077,489	106,684,305	9,392,178,545	91.62
3 割	6,176,902,039	5.69	4,962,793,824	609,782,533	9,486,825	1,214,108,215	80.34
	105,851,023,117	3.50	97,672,952,787	3,687,294,956	97,197,480	8,178,070,330	92.27
令和 4 年度	117,248,233,162	4.66	107,312,643,187	5,147,677,310	102,790,886	9,935,589,975	91.53
3 割	6,903,043,398	11.76	5,548,152,629	724,129,958	8,173,907	1,354,890,769	80.37
	7,711,943,700	-	6,766,184,191	668,871,506	0	945,759,509	87.74
	102,633,246,064	▲3.04	94,998,306,367	3,754,675,846	94,616,979	7,634,939,697	92.56
令和 5 年度	120,816,302,773	3.04	110,284,789,962	6,300,380,321	99,668,159	10,531,512,811	91.28
3 割	7,679,258,997	11.24	6,203,463,531	794,174,804	9,489,865	1,475,795,466	80.78
	19,604,074,476	154.20	17,402,819,402	1,880,158,176	0	2,201,255,074	88.77
	93,532,969,300	▲8.87	86,678,507,029	3,626,047,341	90,178,294	6,854,462,271	92.67

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年 度	件 数	給 付 額	1 件当たり額
令和元年度	7,517	375,850,000	50,000
令和 2 年度	7,520	376,000,000	50,000
令和 3 年度	7,793	389,650,000	50,000
令和 4 年度	8,660	433,000,000	50,000
令和 5 年度	8,668	433,400,000	50,000

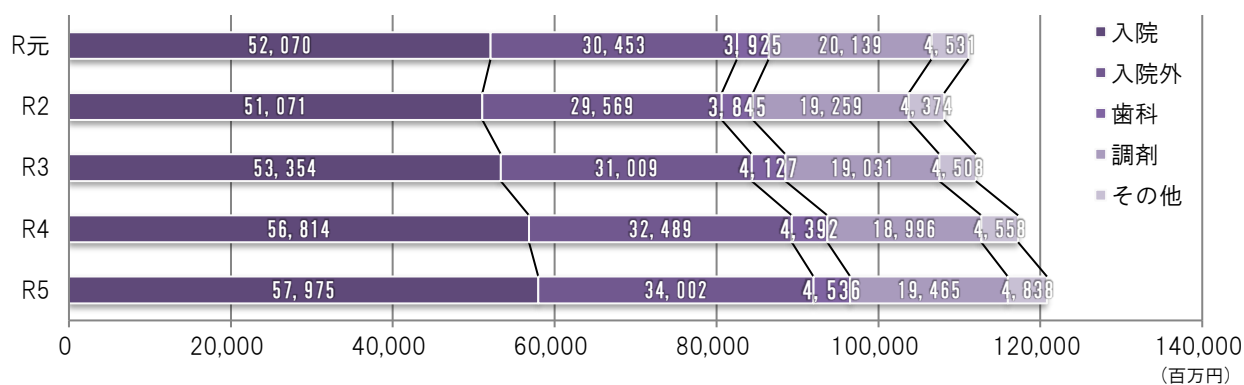
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度		医療費	前年 比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
R元 年度	費用額	111,117,798	2.72	52,070,218	30,453,165	3,924,634	20,139,237	482,248	2,885,387	1,162,909
	件数	3,758,914	2.79	95,979	1,918,042	277,003	1,386,537	6,452	(91,114)	74,901
R2 年度	費用額	108,117,603	▲2.70	51,071,400	29,568,801	3,844,796	19,258,931	559,102	2,791,391	1,023,182
	件数	3,574,775	▲4.90	93,613	1,818,392	253,819	1,337,070	7,125	(86,434)	64,756
R3 年度	費用額	112,027,925	3.62	53,353,688	31,008,547	4,126,859	19,030,862	596,380	2,841,012	1,070,577
	件数	3,657,841	2.32	94,782	1,855,301	276,104	1,358,839	7,460	(88,636)	65,355
R4 年度	費用額	117,248,234	4.66	56,813,936	32,488,888	4,391,883	18,995,945	684,170	2,830,149	1,043,263
	件数	3,782,447	3.41	95,187	1,913,303	296,857	1,403,859	8,106	(89,641)	65,135
R5 年度	費用額	120,816,303	3.04	57,974,900	34,001,558	4,536,214	19,465,224	855,548	2,905,221	1,077,638
	件数	3,923,901	3.74	97,596	1,975,739	321,334	1,453,152	8,354	(92,390)	67,726

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



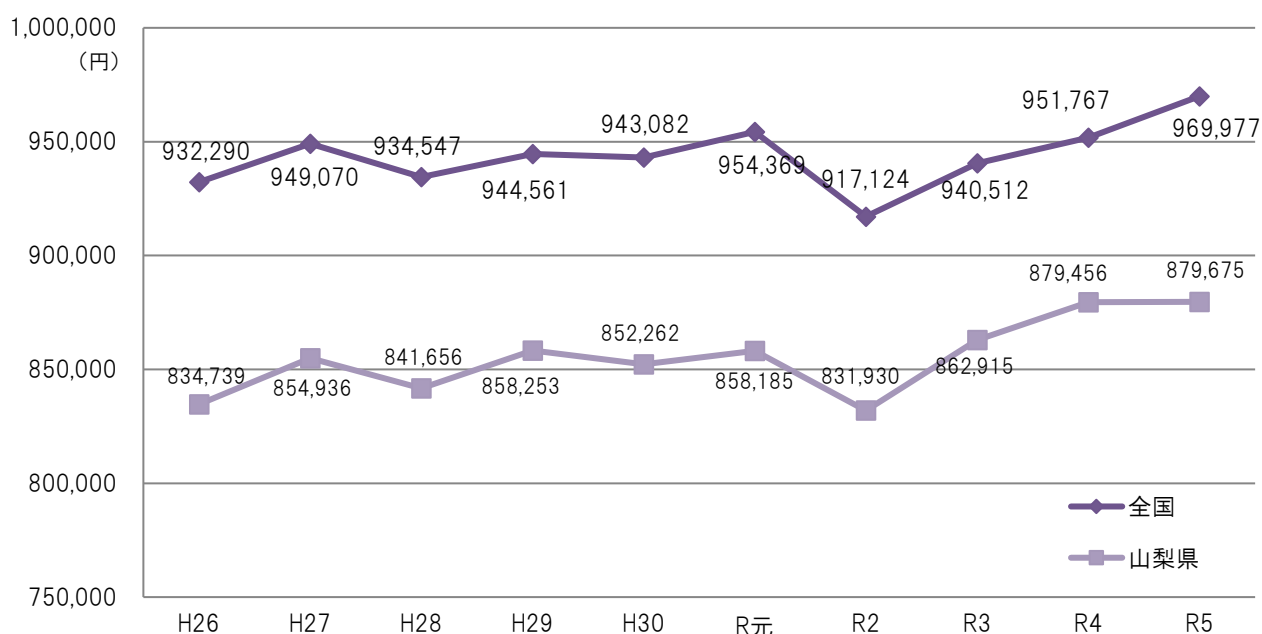
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
令和元年度	858,185	0.70	402,149	235,196	30,311	155,539	3,724	22,284	8,981
3 割	747,136	▲2.17	299,594	241,744	34,990	149,989	2,548	13,343	4,928
1 割	865,363	0.90	408,778	234,773	30,008	155,898	3,801	22,862	9,243
令和2年度	831,930	▲3.06	392,978	227,522	29,584	148,191	4,302	21,479	7,873
3 割	732,924	▲1.90	291,103	234,175	33,817	151,257	3,876	12,490	6,206
1 割	838,402	▲3.12	399,637	227,087	29,308	147,991	4,330	22,066	7,982
令和3年度	862,915	3.72	410,966	238,849	31,788	146,589	4,594	21,883	8,246
3 割	775,019	5.74	312,590	248,739	35,669	153,814	4,427	12,824	6,956
1 割	868,665	3.61	417,401	238,202	31,534	146,116	4,605	22,476	8,331
令和4年度	879,456	1.92	426,150	243,693	32,943	142,485	5,132	21,228	7,825
3 割	788,649	1.76	337,743	250,457	37,750	141,538	3,504	13,230	4,428
2 割	333,116	-	145,744	102,742	15,694	59,514	1,860	5,948	1,613
1 割	1,012,013	16.5	497,792	275,285	36,465	161,507	6,019	25,407	9,537
令和5年度	879,675	0.02	422,121	247,569	33,029	141,728	6,229	21,153	7,846
3 割	793,722	0.64	327,356	262,711	36,294	144,394	4,489	12,582	5,895
2 割	820,460	146.30	356,047	259,133	37,761	142,196	5,255	14,783	5,285
1 割	901,323	▲10.94	446,169	243,494	31,635	141,372	6,616	23,419	8,618

(注) 1人当たり医療費 = 医療費〔総額もしくは各内訳の合計〕÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移（全国との比較）



※ 全国の H26～R4 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告（年報）』による。（対象期間は 3 月から 2 月）

※ 全国の R5 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告（月報）速報値』からの推計による。（対象期間は 3 月から 11 月）

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1	甲 府 市	27,655,269	27,213,191	27,787,637	29,092,823	29,209,535
2	富 士 吉 田 市	6,327,892	6,032,916	6,160,251	6,278,397	6,562,968
3	都 留 市	3,445,245	3,237,027	3,531,938	3,564,607	3,609,961
4	山 梨 市	5,536,590	5,497,591	5,706,030	5,929,186	6,177,817
5	大 月 市	4,107,248	4,010,227	3,924,747	4,156,324	4,016,578
6	韭 崎 市	3,541,330	3,382,788	3,594,114	3,826,310	3,992,640
7	南アルプス市	8,078,521	7,828,729	8,298,898	8,810,763	9,112,527
8	北 杜 市	6,826,918	6,530,903	6,950,744	7,498,224	8,037,503
9	甲 斐 市	7,556,382	7,458,864	8,035,717	8,814,025	9,497,263
10	笛 吹 市	9,625,065	9,493,631	9,882,586	10,156,753	10,701,466
11	上 野 原 市	3,531,383	3,284,872	3,455,140	3,352,418	3,453,980
12	甲 州 市	4,700,003	4,853,300	5,001,845	5,211,504	5,443,358
13	中 央 市	3,198,752	3,037,510	3,182,773	3,396,881	3,429,176
14	市 川 三 郷 町	2,832,949	2,605,282	2,716,797	2,663,984	2,735,361
15	早 川 町	291,461	293,719	235,677	231,078	234,346
16	身 延 町	2,892,104	2,717,275	2,726,542	2,701,327	2,636,947
17	南 部 町	1,501,910	1,392,301	1,358,433	1,348,693	1,420,572
18	富 士 川 町	2,135,860	2,168,631	2,274,474	2,379,077	2,339,363
19	昭 和 町	1,625,710	1,673,960	1,711,154	1,973,302	2,015,674
20	道 志 村	272,324	234,261	249,826	232,683	205,353
21	西 桂 町	614,476	575,164	579,340	593,217	523,719
22	忍 野 村	697,532	675,184	717,582	761,534	805,247
23	山 中 湖 村	682,606	631,577	644,880	740,400	797,973
24	鳴 沢 村	402,080	341,195	369,906	389,476	463,281
25	富士河口湖町	2,782,748	2,725,599	2,680,929	2,919,089	3,132,973
26	小 菅 村	130,746	116,551	133,596	120,368	131,396
27	丹 波 山 村	124,694	105,354	116,370	105,793	129,328
	広 域 連 合	111,117,798	108,117,603	112,027,925	117,248,233	120,816,303

(注) 市町村毎に四捨五入しているため、他の表と必ずしも一致しない。

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	甲 府 市	25,314,486	24,996,722	25,504,159	26,697,465	26,690,135
2	富 士 吉 田 市	5,780,617	5,506,705	5,638,864	5,720,258	5,984,943
3	都 留 市	3,134,734	2,941,539	3,230,729	3,248,355	3,290,184
4	山 梨 市	5,060,829	5,046,456	5,242,699	5,439,427	5,661,809
5	大 月 市	3,750,278	3,663,304	3,589,934	3,794,820	3,668,297
6	韭 崎 市	3,227,772	3,099,098	3,285,789	3,512,282	3,639,191
7	南アルプス市	7,370,891	7,166,865	7,618,393	8,073,031	8,312,363
8	北 杜 市	6,215,511	5,966,993	6,351,036	6,840,985	7,318,103
9	甲 斐 市	6,901,562	6,830,378	7,362,219	8,069,728	8,666,846
10	笛 吹 市	8,790,840	8,699,161	9,062,165	9,302,731	9,790,645
11	上 野 原 市	3,220,745	2,989,958	3,158,256	3,048,655	3,131,758
12	甲 州 市	4,275,791	4,428,591	4,578,456	4,775,226	4,979,200
13	中 央 市	2,916,980	2,764,153	2,917,174	3,114,086	3,140,948
14	市 川 三 郷 町	2,577,205	2,392,092	2,487,789	2,445,476	2,511,044
15	早 川 町	268,513	273,248	216,733	207,738	215,589
16	身 延 町	2,641,099	2,492,203	2,503,405	2,466,774	2,414,289
17	南 部 町	1,365,413	1,264,859	1,238,449	1,231,296	1,298,697
18	富 士 川 町	1,941,534	1,990,173	2,091,694	2,184,304	2,138,322
19	昭 和 町	1,470,595	1,522,465	1,553,161	1,791,576	1,834,656
20	道 志 村	250,099	217,529	228,577	212,467	184,586
21	西 桂 町	566,330	522,550	533,896	546,708	480,970
22	忍 野 村	636,979	615,742	654,399	698,841	732,312
23	山 中 湖 村	618,034	572,626	581,840	669,677	715,694
24	鳴 沢 村	369,118	311,368	339,127	351,254	422,454
25	富士河口湖町	2,530,747	2,482,366	2,435,585	2,659,513	2,821,709
26	小 菅 村	119,449	106,943	123,544	111,780	120,702
27	丹 波 山 村	115,180	98,052	107,676	98,191	119,345
	広 域 連 合	101,431,328	98,962,140	102,635,747	107,312,643	110,284,790

(注) 療養給付費 = 医療費の保険者負担分

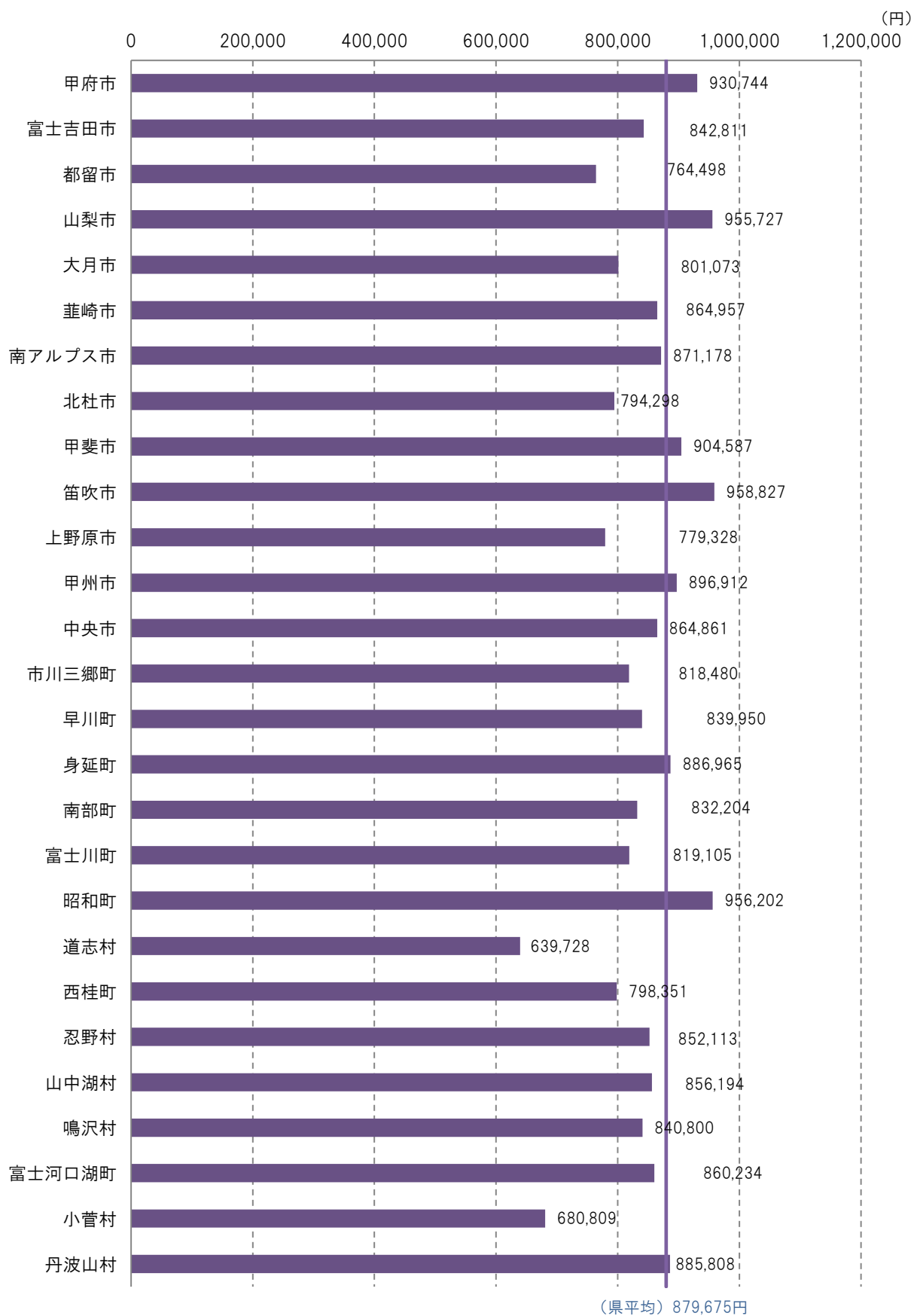
● 市町村別 1 人当たり医療費〔総額〕の状況

(単位：円、%)

市町村		令和4年度	令和5年度	対前年度	対前年度
		1人当たり医療費	1人当たり医療費	増減額	増減率
1	甲府市	947,063	930,744	▲16,319	▲1.72
2	富士吉田市	824,261	842,811	18,550	2.25
3	都留市	770,726	764,498	▲6,228	▲0.81
4	山梨市	938,459	955,727	17,268	1.84
5	大月市	844,267	801,073	▲43,194	▲5.12
6	韭崎市	859,266	864,957	5,691	0.66
7	南アルプス市	879,669	871,178	▲8,491	▲0.97
8	北杜市	773,810	794,298	20,488	2.65
9	甲斐市	887,705	904,587	16,882	1.90
10	笛吹市	935,847	958,827	22,980	2.46
11	上野原市	778,727	779,328	601	0.08
12	甲州市	879,134	896,912	17,778	2.02
13	中央市	911,425	864,861	▲46,564	▲5.11
14	市川三郷町	800,476	818,480	18,004	2.25
15	早川町	810,800	839,950	29,150	3.60
16	身延町	904,361	886,965	▲17,396	▲1.92
17	南部町	800,886	832,204	31,318	3.91
18	富士川町	856,708	819,105	▲37,603	▲4.39
19	昭和町	987,638	956,202	▲31,436	▲3.18
20	道志村	743,396	639,728	▲103,668	▲13.95
21	西桂町	925,455	798,351	▲127,104	▲13.73
22	忍野村	851,828	852,113	285	0.03
23	山中湖村	840,408	856,194	15,786	1.88
24	鳴沢村	727,993	840,800	112,807	15.50
25	富士河口湖町	819,969	860,234	40,265	4.91
26	小菅村	647,137	680,809	33,672	5.20
27	丹波山村	714,819	885,808	170,989	23.92
	広域連合	879,456	879,675	219	0.02

※1人当たり医療費〔総額〕＝医療費〔総額〕÷年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [令和 5 年度]



● 市町村別 1 人当たり医療費〔内訳〕の状況〔令和 5 年度〕

(単位：円)

	市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
				調剤〔再掲〕			
1	甲 府 市	459,055	415,679	149,627	37,930	8,764	9,316
2	富 士 吉 田 市	389,153	400,538	146,740	30,376	7,358	15,387
3	都 留 市	385,072	343,580	136,101	27,614	1,627	6,606
4	山 梨 市	496,243	411,744	148,394	34,346	4,993	8,401
5	大 月 市	399,621	357,863	128,703	36,921	1,630	5,038
6	韭 崎 市	452,767	368,655	131,378	31,621	5,052	6,861
7	南アルプス市	437,098	388,993	144,263	30,067	7,662	7,359
8	北 杜 市	401,432	353,248	122,875	30,458	4,297	4,864
9	甲 斐 市	450,551	404,571	140,835	35,989	6,760	6,717
10	笛 吹 市	526,025	387,714	144,999	32,449	5,854	6,784
11	上 野 原 市	399,418	334,181	116,480	39,839	1,488	4,401
12	甲 州 市	471,016	386,552	144,732	30,095	3,002	6,246
13	中 央 市	424,794	396,241	151,618	31,369	7,227	5,231
14	市 川 三 郷 町	376,624	402,655	147,300	25,447	6,491	7,264
15	早 川 町	401,531	409,037	172,667	20,668	7,519	1,196
16	身 延 町	491,639	362,556	139,495	24,229	3,661	4,880
17	南 部 町	438,442	346,813	92,271	33,748	7,563	5,637
18	富 士 川 町	416,021	363,462	140,293	24,403	6,417	8,801
19	昭 和 町	471,587	432,942	152,996	34,361	10,882	6,430
20	道 志 村	343,952	268,743	85,779	23,082	1,358	2,594
21	西 桂 町	321,120	436,078	154,260	26,961	2,203	11,990
22	忍 野 村	438,592	368,137	132,144	25,869	2,608	16,908
23	山 中 湖 村	423,980	384,432	149,577	31,778	7,142	8,862
24	鳴 沢 村	380,805	396,067	190,336	40,834	16,971	6,123
25	富士河口湖町	415,745	394,899	157,710	28,333	7,914	13,344
26	小 菅 村	373,405	258,121	51,990	48,803	0	481
27	丹 波 山 村	584,040	281,065	67,721	18,374	2,296	31
	広 域 連 合	443,274	389,297	141,728	33,029	6,229	7,846

(注) 1 人当たり医療費〔内訳〕＝ 医療費〔各内訳の合計〕÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [令和 5 年度]

(単位：円)

市町村		療養費計	一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼 灸
1	甲 府 市	9,316	3	609	2,652	5,261	791
2	富 士 吉 田 市	15,383	0	506	3,917	10,642	318
3	都 留 市	6,606	3	1,382	1,249	3,795	177
4	山 梨 市	8,401	190	594	3,301	3,550	765
5	大 月 市	5,038	2	771	1,555	2,701	8
6	韭 崎 市	6,861	40	794	2,389	2,408	1,228
7	南アルプス市	7,359	0	819	2,598	3,380	562
8	北 杜 市	4,864	10	470	2,181	1,248	954
9	甲 斐 市	6,717	0	811	2,795	2,615	495
10	笛 吹 市	6,784	8	816	2,213	3,081	666
11	上 野 原 市	4,401	7	605	982	2,807	0
12	甲 州 市	6,246	3	476	2,730	2,847	191
13	中 央 市	5,231	1	477	2,504	2,175	74
14	市 川 三 郷 町	7,264	2	784	2,976	1,880	1,621
15	早 川 町	1,196	0	542	655	0	0
16	身 延 町	4,880	5	758	1,201	2,053	863
17	南 部 町	5,637	4	885	2,155	2,462	130
18	富 士 川 町	8,801	0	647	2,897	4,662	596
19	昭 和 町	6,430	0	703	2,300	3,165	261
20	道 志 村	2,594	0	687	698	1,209	0
21	西 桂 町	11,990	0	454	2,159	8,515	862
22	忍 野 村	16,908	0	340	2,668	13,490	409
23	山 中 湖 村	8,862	0	909	3,768	3,045	1,141
24	鳴 沢 村	6,123	0	478	2,671	2,975	0
25	富士河口湖町	13,344	0	804	3,864	6,970	1,706
26	小 菅 村	481	0	423	57	0	0
27	丹 波 山 村	31	0	0	31	0	0
	広 域 連 合	7,846	13	686	2,531	3,982	634

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況〔令和５年度〕

(単位：円、％)

市町村		入院					入院外				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1	甲 府 市	71.33	17.58	613,225	34,879	437,384	1,622.51	1.59	16,398	10,288	266,052
2	富 士 吉 田 市	63.17	15.11	589,545	39,016	372,412	1,499.06	1.69	16,930	10,041	253,798
3	都 留 市	70.12	16.60	520,738	31,371	365,134	1,127.51	1.52	18,401	12,132	207,478
4	山 梨 市	78.79	17.80	598,778	33,644	471,779	1,352.94	1.73	19,465	11,231	263,350
5	大 月 市	66.19	17.21	573,670	33,331	379,739	1,292.32	1.59	17,732	11,157	229,159
6	韭 崎 市	75.19	17.24	572,424	33,206	430,434	1,392.37	1.60	17,041	10,633	237,277
7	南アルプス市	69.49	17.53	599,444	34,200	416,574	1,455.96	1.55	16,809	10,859	244,730
8	北 杜 市	68.30	16.59	558,500	33,670	381,440	1,235.00	1.44	18,654	12,983	230,373
9	甲 斐 市	68.57	17.88	626,751	35,053	429,753	1,566.20	1.51	16,839	11,166	263,735
10	笛 吹 市	77.56	17.29	647,569	37,464	502,227	1,419.55	1.49	17,098	11,466	242,715
11	上 野 原 市	72.72	17.36	518,488	29,870	377,050	1,235.85	1.60	17,615	10,991	217,701
12	甲 州 市	76.08	17.62	588,370	33,391	447,603	1,309.23	1.59	18,470	11,649	241,820
13	中 央 市	64.51	17.36	629,817	36,272	406,323	1,509.36	1.49	16,207	10,870	244,624
14	市 川 三 郷 町	65.77	16.61	544,583	32,793	358,167	1,375.91	1.72	18,559	10,817	255,354
15	早 川 町	67.03	17.48	571,307	32,691	382,919	1,210.39	1.38	19,528	14,109	236,370
16	身 延 町	89.24	17.69	520,241	29,402	464,245	1,168.15	1.59	19,095	11,991	223,062
17	南 部 町	74.22	17.15	560,106	32,658	415,732	1,308.14	1.44	19,458	13,497	254,542
18	富 士 川 町	74.26	17.05	531,269	31,162	394,545	1,412.08	1.52	15,804	10,414	223,169
19	昭 和 町	68.50	17.86	657,642	36,826	450,491	1,629.89	1.57	17,176	10,906	279,946
20	道 志 村	64.49	14.71	510,572	34,709	329,247	1,065.11	1.47	17,178	11,686	182,964
21	西 桂 町	52.13	14.78	590,769	39,977	307,992	1,415.55	1.61	19,909	12,375	281,818
22	忍 野 村	72.70	16.19	574,289	35,474	417,499	1,502.96	1.55	15,702	10,114	235,993
23	山 中 湖 村	67.17	16.53	602,125	36,422	404,432	1,453.76	1.50	16,155	10,746	234,854
24	鳴 沢 村	58.44	15.21	625,615	41,129	365,604	1,295.28	1.52	15,883	10,480	205,731
25	富士河口湖町	64.58	15.69	616,572	39,299	398,181	1,457.22	1.68	16,277	9,714	237,189
26	小 菅 村	60.62	16.50	588,538	35,678	356,782	1,191.19	1.49	17,305	11,616	206,131
27	丹 波 山 村	97.95	18.31	565,683	30,899	554,059	1,213.01	1.71	17,588	10,314	213,344
	広 域 連 合	71.06	17.20	594,029	34,533	422,121	1,438.55	1.57	17,210	10,953	247,569

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村		歯科					合計				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1	甲 府 市	266.30	1.70	14,243	8,370	37,930	1,960.13	2.19	37,822	17,268	741,366
2	富 士 吉 田 市	215.35	1.85	14,105	7,621	30,376	1,777.58	2.18	36,937	16,919	656,585
3	都 留 市	194.98	1.66	14,163	8,525	27,614	1,392.61	2.30	43,101	18,768	600,227
4	山 梨 市	236.11	1.55	14,547	9,388	34,346	1,667.84	2.47	46,136	18,709	769,475
5	大 月 市	263.02	1.77	14,037	7,944	36,921	1,621.54	2.26	39,828	17,655	645,819
6	韭 崎 市	221.08	1.68	14,303	8,513	31,621	1,688.65	2.31	41,414	17,935	699,332
7	南アルプス市	218.45	1.69	13,764	8,145	30,067	1,743.90	2.20	39,645	18,000	691,370
8	北 杜 市	220.56	1.70	13,810	8,109	30,458	1,523.86	2.15	42,148	19,564	642,271
9	甲 斐 市	252.50	1.68	14,253	8,501	35,989	1,887.27	2.13	38,653	18,185	729,478
10	笛 吹 市	227.88	1.75	14,239	8,143	32,449	1,724.99	2.24	45,066	20,161	777,391
11	上 野 原 市	277.64	1.84	14,349	7,811	39,839	1,586.21	2.37	40,007	16,909	634,591
12	甲 州 市	212.95	1.65	14,132	8,550	30,095	1,598.25	2.36	45,019	19,094	719,519
13	中 央 市	257.40	1.76	12,187	6,913	31,369	1,831.27	2.09	37,259	17,841	682,316
14	市 川 三 郷 町	176.96	1.87	14,380	7,680	25,447	1,618.64	2.34	39,476	16,885	638,968
15	早 川 町	167.74	1.53	12,321	8,053	20,668	1,445.16	2.15	44,283	20,622	639,956
16	身 延 町	158.93	1.89	15,245	8,058	24,229	1,416.31	2.64	50,239	19,026	711,535
17	南 部 町	226.13	1.57	14,925	9,517	33,748	1,608.49	2.18	43,769	20,038	704,022
18	富 士 川 町	179.90	1.80	13,564	7,545	24,403	1,666.25	2.24	38,537	17,203	642,117
19	昭 和 町	270.68	1.70	12,694	7,467	34,361	1,969.07	2.16	38,841	17,994	764,798
20	道 志 村	186.29	1.95	12,390	6,344	23,082	1,315.89	2.19	40,679	18,598	535,293
21	西 桂 町	167.68	1.85	16,078	8,674	26,961	1,635.37	2.05	37,715	18,364	616,771
22	忍 野 村	198.41	1.76	13,038	7,408	25,869	1,774.07	2.18	38,294	17,603	679,361
23	山 中 湖 村	244.85	1.77	12,979	7,351	31,778	1,765.77	2.11	38,004	18,000	671,064
24	鳴 沢 村	248.82	1.57	16,411	10,441	40,834	1,602.54	2.02	38,200	18,876	612,169
25	富士河口湖町	186.08	1.84	15,226	8,262	28,333	1,707.88	2.22	38,861	17,476	663,703
26	小 菅 村	296.37	2.06	16,467	7,982	48,803	1,548.19	2.19	39,512	18,066	611,716
27	丹 波 山 村	134.25	1.91	13,687	7,173	18,374	1,445.21	2.85	54,371	19,082	785,778
	広 域 連 合	233.966	1.72	14,117	8,209	33,029	1,743.58	2.23	40,303	18,088	702,718

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付〔年1回〕

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみの10割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

なお、医療費控除の申告手続きの利便性向上を目的に、令和2年度より年1回の送付に変更しました。また、令和3年度より、圧着ハガキから封書での送付に変更しました。

<医療費通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和2年度(年1回)	193,427件
令和3年度(年1回)	125,527件
令和4年度(年1回)	129,215件
令和5年度(年1回)	133,270件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付〔7月・1月〕

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

なお、令和5年度より、毎月送付から年2回の送付に変更しました。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和3年度(毎月)	29,413件
令和4年度(毎月)	26,172件
令和5年度(年2回)	12,854件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
令和3年度	234件	146,456,270円
令和4年度	229件	128,290,420円
令和5年度	211件	175,718,590円

(4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<令和5年度訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	31人
頻回受診	12人
重複投薬	14人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げるほか、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するため、健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的としています。

● 実施状況（市町村数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施市町村数	0	2	10	17

重症化予防等的高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を組み合わせることで高齢者を支援します。

● 実施状況（取組内容）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容					
ハイリスクアプローチ	低栄養	0	1	3	4
	口腔	0	0	2	2
	重症化予防（糖尿病性腎症）	0	1	4	5
	重症化予防（その他）	0	0	1	4
	重複頻回・多剤投与等	0	1	3	2
	健康状態不明者	0	0	5	9
ポピュレーションアプローチ	健康教育・健康相談	0	2	10	17
	フレイルの状態把握	0	2	10	14
	気軽に相談できる環境づくり	0	2	5	8

（２）低栄養防止・重症化予防事業

低栄養状態の防止、糖尿病性腎症及び生活習慣病（高血圧・脂質異常症等）の重症化を予防し、高齢者の QOL（生活の質）低下を防ぐとともに、医療費の適正化を図ります。

また、生活習慣病等の重症化予防と高齢による心身機能の低下防止の取組を一体的に実施し、健康寿命の延伸を目指します。

● 事業実施市町村の状況

事業名	年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
フレイル対策事業（低栄養防止等）		1	7	10	13	9
糖尿病性腎症重症化予防受診勧奨事業		6	10	11	13	11
生活習慣病重症化予防受診勧奨事業		1	8	9	14	9

（３）健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。なお、人間ドック等検診事業は令和４年度をもって廃止となりました。

● 健康増進事業実施状況

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
令和元年度	14 市町村	17 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	42,806,000 円
令和２年度	10 市町村	16 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,342,000 円
令和３年度	16 市町村	21 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	15,864,000 円
令和４年度	17 市町村	22 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	18,128,000 円
令和５年度	14 市町村	15 事業	健康づくり教室・健康教育、健康診査受診勧奨事業、健康診査事業（追加項目）	10,803,000 円

(4) 健康診査事業

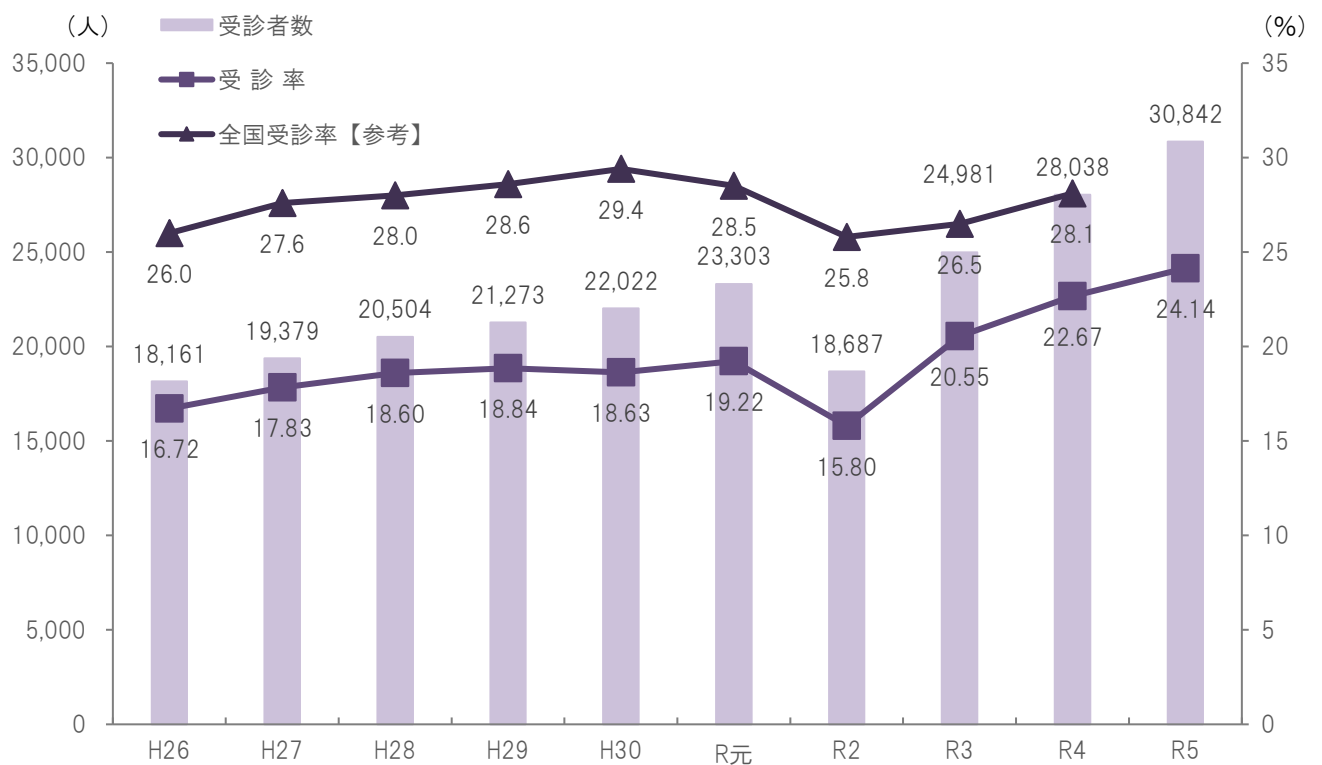
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	19.5%	19.92%	21.09%	22.46%	25.52%
	対象者数	117,821 人	117,834 人	117,930 人	122,795 人	127,758 人
	実施者数	22,922 人	23,477 人	24,875 人	27,574 人	32,600 人
実 績 (結 果)	受 診 率	19.93%	15.80%	20.55%	22.67%	24.14%
	対象者数	116,930 人	118,238 人	121,586 人	123,676 人	127,758 人
	実施者数	23,303 人	18,687 人	24,981 人	28,038 人	30,842 人
健康診査事業費補助金額		71,144,000 円	71,692,000 円	88,354,000 円	98,938,000 円	108,431,000 円

● 健康診査受診者数と受診率の推移



※R5 全国受診率は作成時未発表。

● 市町村別交付額等の状況〔令和５年度〕

(単位：人、％、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲 府 市	29,410	4,609	15.67	15,915,000
2	富 士 吉 田 市	7,215	1,308	18.13	4,760,000
3	都 留 市	4,420	1,027	23.24	3,687,000
4	山 梨 市	5,905	1,037	17.56	3,677,000
5	大 月 市	4,211	741	17.60	2,846,000
6	韭 崎 市	4,445	1,269	28.55	4,580,000
7	南アルプス市	9,835	3,718	37.80	13,053,000
8	北 杜 市	9,296	2,525	27.16	7,158,000
9	甲 斐 市	10,011	3,593	35.89	12,917,000
10	笛 吹 市	10,526	2,192	20.82	7,914,000
11	上 野 原 市	4,115	567	13.78	2,168,000
12	甲 州 市	5,818	1,189	20.44	4,295,000
13	中 央 市	3,424	995	29.06	3,588,000
14	市 川 三 郷 町	3,164	1,147	36.25	4,105,000
15	早 川 町	282	125	44.33	477,000
16	身 延 町	2,745	968	35.26	3,543,000
17	南 部 町	1,592	736	46.23	2,684,000
18	富 士 川 町	2,653	1,075	40.52	3,917,000
19	昭 和 町	1,914	778	40.62	2,777,000
20	道 志 村	310	123	39.68	410,000
21	西 桂 町	611	121	19.80	411,000
22	忍 野 村	861	242	28.11	860,000
23	山 中 湖 村	823	282	34.26	1,016,000
24	鳴 沢 村	512	110	21.48	383,000
25	富士河口湖町	3,337	281	8.42	973,000
26	小 菅 村	175	43	24.57	160,000
27	丹 波 山 村	148	41	27.70	157,000
	広 域 連 合	127,758	30,842	24.14	108,431,000

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	1.88%	1.93%	2.19%	2.65%	3.19%
	対象者数	121,889 人	121,902 人	118,279 人	117,650 人	124,588 人
	実施者数	2,296 人	2,352 人	2,586 人	3,112 人	3,970 人
実 績 (結 果)	受 診 率	1.74%	1.50%	1.85%	2.34%	2.59%
	対象者数	121,256 人	118,271 人	119,181 人	117,650 人	122,284 人
	実施者数	2,108 人	1,775 人	2,205 人	2,751 人	3,166 人
健康診査事業費補助金額		5,701,000 円	5,410,000 円	3,519,000 円	8,494,000 円	10,001,000 円

● 市町村別交付額等の状況（歯科）〔令和 5 年度〕

(単位：人、%、円)

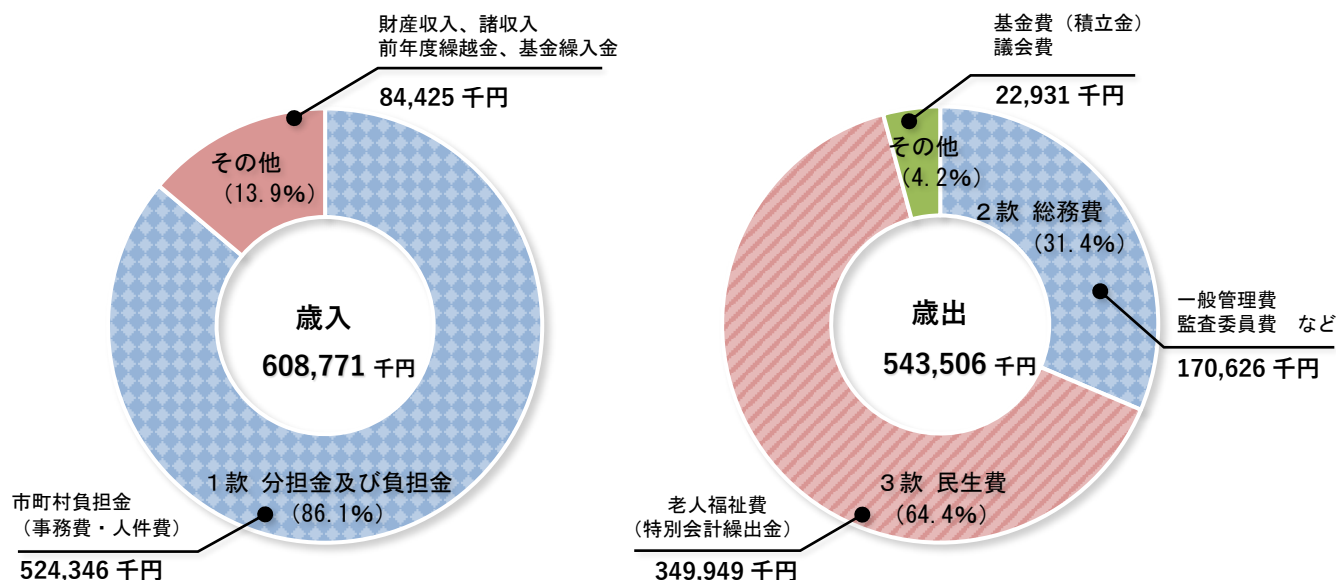
市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲 府 市	29,410	684	2.33	2,038,000
2	富 士 吉 田 市	7,215	254	3.52	1,013,000
3	都 留 市	4,420	496	11.22	1,182,000
4	山 梨 市	5,905	141	2.39	500,000
5	大 月 市	4,211	50	1.19	126,000
6	南 ア ル プ ス 市	9,835	273	2.78	278,000
7	甲 斐 市	10,011	101	1.01	393,000
8	笛 吹 市	10,526	737	7.00	2,914,000
9	甲 州 市	5,818	180	3.09	648,000
10	身 延 町	692	95	13.73	370,000
11	西 桂 町	611	9	1.47	5,000
12	忍 野 村	861	3	0.35	7,000
13	山 中 湖 村	161	17	10.56	60,000
14	鳴 沢 村	512	18	3.52	64,000
15	富 士 河 口 湖 町	578	103	17.82	395,000
16	小 菅 村	175	5	2.86	8,000
	広 域 連 合	※122,284	3,166	2.59	10,001,000

※広域連合の対象者数には歯科健診未実施の市町村における対象者(31,343 人)を含む。

8 決算の状況〔令和5年度〕

（１）一般会計

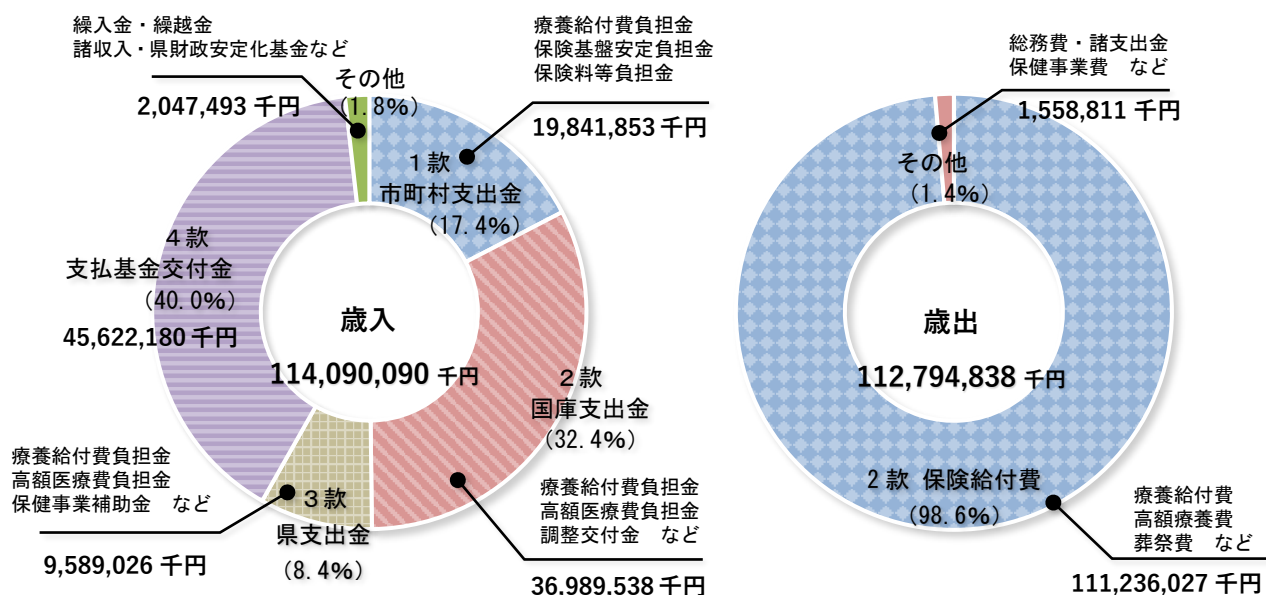
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（１款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の６割を占める特別会計への繰出金（３款 民生費）が主なものです。



（２）後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第49条）

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金、また、県財政安定化基金からの借り受けなどがあり、歳出においては全体の９割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
令和元年度	70,693,132	▲16,673,900	0
令和2年度	84,915,373	14,222,241	0
令和3年度	112,669,084	27,753,711	0
令和4年度	145,394,250	32,725,166	0
令和5年度	107,829,327	▲37,564,923	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
令和元年度	1,809,646,337	143,867	0
令和2年度	1,809,678,264	31,927	0
令和3年度	190,782,458	▲1,618,895,806	0
令和4年度	7,881	▲190,774,577	0
令和5年度	8,043	162	0

ウ 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金 ※平成30年度基金設置

(被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
令和元年度	32,246,148	3,000	0
令和2年度	91,497,523	59,251,375	0
令和3年度	121,313,634	29,816,111	0
令和4年度	7,141	▲121,306,493	0
令和5年度	183,595,352	183,588,211	0

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金(県の基金)

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
令和元年度	1,413,393,849	—	0
令和2年度	1,413,479,581	—	0
令和3年度	1,413,507,772	—	0
令和4年度	1,413,536,119	—	0
令和5年度	613,564,466	—	800,000,000

※ 平成26年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	4～5 増減額	4～5 増減率
1 款 分担金及び負担金	523,384,973	524,346,173	961,200	0.18
市町村負担金	523,384,973	524,346,173	961,200	0.18
2 款 財産収入	2,166	3,077	911	42.06
利子及び配当金	2,166	3,077	911	42.06
3 款 繰入金	3,714,450	59,755,170	56,040,720	1,508.72
財政調整基金繰入金	3,550,000	59,344,000	55,794,000	1,571.66
特別会計繰入金	164,450	411,170	246,720	150.03
4 款 繰越金	37,258,050	22,240,018	▲ 15,018,032	▲40.31
繰越金	37,258,050	22,240,018	▲ 15,018,032	▲40.31
5 款 諸収入	23,320	2,426,997	2,403,677	10,307.36
預金利子	6,124	5,191	▲ 933	▲15.24
雑入	17,196	2,421,806	2,404,610	13,983.54
歳 入 計	564,382,959	608,771,435	44,388,476	7.86

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	4～5 増減額	4～5 増減率
1 款 議会費	1,105,492	1,152,132	46,640	4.22
議会費	1,105,492	1,152,132	46,640	4.22
2 款 総務費	158,398,212	170,625,877	12,227,665	7.72
一般管理費	158,165,364	170,313,887	12,148,523	7.68
公平委員会費	0	29,252	29,252	皆増
選挙管理委員会費	0	27,476	27,476	皆増
監査委員費	232,848	255,262	22,414	9.63
3 款 民生費	346,364,071	349,948,857	3,584,786	1.03
老人福祉費	346,364,071	349,948,857	3,584,786	1.03
4 款 諸支出金	36,275,166	21,779,077	▲ 14,496,089	▲39.96
財政調整基金費	36,275,166	21,779,077	▲ 14,496,089	▲39.96
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	542,142,941	543,505,943	1,363,002	0.25
歳入歳出差引額	22,240,018	65,265,492	43,025,474	193.46

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	4～5 増減額	4～5 増減率
1 款 市町村支出金	19,159,857,434	19,841,852,928	681,995,494	3.56
保険料等負担金	8,545,753,902	8,965,613,372	419,859,470	4.91
療養給付費負担金	8,480,374,201	8,673,444,237	193,070,036	2.28
保険基盤安定負担金	2,133,729,331	2,202,795,319	69,065,988	3.24
2 款 国庫支出金	36,212,489,369	36,989,538,300	777,048,931	2.15
療養給付費負担金	26,121,893,647	26,823,869,566	701,975,919	2.69
高額医療費負担金	575,047,033	643,925,601	68,878,568	11.98
調整交付金	9,488,868,000	9,491,212,000	2,344,000	0.02
事業費補助金	26,475,689	27,208,133	732,444	2.77
円滑運営臨時特例交付金	0	0	0	—
災害臨時特例補助金	73,000	95,000	22,000	30.14
円滑運営事業費補助金	0	0	0	—
社会保障・税番号制度システム整備補助金	132,000	3,228,000	3,096,000	2,345.45
3 款 県支出金	9,060,684,698	9,589,026,121	528,341,423	5.83
療養給付費負担金	8,431,921,665	8,885,873,520	453,951,855	5.38
高額医療費負担金	575,047,033	643,925,601	68,878,568	11.98
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	53,716,000	59,227,000	5,511,000	10.26
4 款 支払基金交付金	43,322,000,530	45,622,180,126	2,300,179,596	5.31
後期高齢者交付金	43,322,000,530	45,622,180,126	2,300,179,596	5.31
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	50,283,238	44,406,280	▲ 5,876,958	▲11.69
特別高額医療費共同事業交付金	50,283,238	44,406,280	▲ 5,876,958	▲11.69
6 款 財産収入	7,935	1,373	▲ 6,562	▲82.70
利子及び配当金	7,935	1,373	▲ 6,562	▲82.70
7 款 繰入金	703,984,071	349,948,857	▲ 354,035,214	▲50.29
一般会計繰入金	346,364,071	349,948,857	3,584,786	1.03
後期高齢者医療給付基金繰入金	190,780,000	0	▲ 190,780,000	皆減
保健事業等支援基金繰入金	166,840,000	0	▲ 166,840,000	皆減
8 款 繰越金	2,508,391,206	661,104,112	▲ 1,847,287,094	▲73.64
繰越金	2,508,391,206	661,104,112	▲ 1,847,287,094	▲73.64
9 款 県財政安定化基金借入金	0	800,000,000	800,000,000	皆増
県財政安定化基金借入金	0	800,000,000	800,000,000	皆増
10 款 諸収入	140,803,670	192,032,036	51,228,366	36.38
延滞金	66,720	90,600	23,880	35.79
過料	0	0	0	—
加算金	0	0	0	—
預金利子	140,654	132,088	▲ 8,566	▲6.09
第三者納付金	128,290,420	175,718,590	47,428,170	36.97
返納金	12,305,876	16,090,758	3,784,882	30.76
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	111,158,502,151	114,090,090,133	2,931,587,982	2.64

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	4～5 増減額	4～5 増減率
1 款 総務費	409,404,085	369,711,177	▲ 39,692,908	▲9.70
一般管理費	409,404,085	369,711,177	▲ 39,692,908	▲9.70
2 款 保険給付費	108,193,588,529	111,236,027,430	3,042,438,901	2.81
療養給付費	100,672,775,872	102,393,848,910	1,721,073,038	1.71
訪問看護療養費	605,312,359	748,750,075	143,437,716	23.70
特別療養費	0	0	0	—
移送費	33,900	28,600	▲ 5,300	▲15.63
審査支払手数料	304,819,584	316,206,350	11,386,766	3.74
療養費	926,844,990	943,734,088	16,889,098	1.82
高額療養費	5,147,677,310	6,300,380,321	1,152,703,011	22.39
高額介護合算療養費	102,790,886	99,668,159	▲ 3,122,727	▲3.04
葬祭費	433,000,000	433,400,000	400,000	0.09
傷病手当金	333,628	10,927	▲ 322,701	▲96.72
3 款 特別高額医療費共同事業拠出金	48,868,579	57,599,339	8,730,760	17.87
共同事業拠出金	48,807,458	57,538,597	8,731,139	17.89
共同事業事務費拠出金	61,121	60,742	▲ 379	▲0.62
4 款 保健事業費	197,602,345	228,702,438	31,100,093	15.74
健康診査費	107,432,000	118,453,000	11,021,000	10.26
その他健康保持増進費	90,170,345	110,249,438	20,079,093	22.27
5 款 基金積立金	45,538,930	183,588,373	138,049,443	303.15
医療給付基金積立金	5,423	162	▲ 5,261	▲97.01
保健事業等支援基金積立金	45,533,507	183,588,211	138,054,704	303.19
6 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
7 款 諸支出金	1,602,395,571	719,209,278	▲ 883,186,293	▲55.12
保険料還付金	17,075,740	21,800,100	4,724,360	27.67
償還金	1,585,149,881	696,998,008	▲ 888,151,873	▲56.03
還付加算金	5,500	0	▲ 5,500	▲100.00
一般会計繰出金	164,450	411,170	246,720	150.03
8 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	110,497,398,039	112,794,838,035	2,297,439,996	2.08
歳入歳出差引額	661,104,112	1,295,252,098	634,147,986	95.92

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 19 年 02 月	● 山梨県後期高齢者医療広域連合設立
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） ① 国民健康保険の安定化 ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し ・ 都道府県が、地域医療構想と整合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	● 平成 28・29 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）
平成 30 年 04 月	● 平成 30・31 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止 ▶ 2 割軽減を廃止 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 住所地特例対象者の追加 ▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 30 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）
平成 30 年 08 月	● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付 ▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行） ・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分がⅠ、Ⅱ及びⅢに細分化され、所得区分Ⅰ及びⅡの被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。
平成 31 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ▶ 均等割の軽減率 … 9 割軽減を 8 割軽減に変更。 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の見直し ▶ 5 割軽減を軽減なしに変更。 （ただし、資格取得後 2 年経過する月までの間に限り 5 割を軽減）
令和元年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,165 人 賦課総額 7,338,191,260 円 1 人当たり：56,376 円（軽減後）
令和元年 12 月	● 全世代型社会保障検討会議 中間報告 ▶ 以下の方向性に基づき、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者入りする 2022 年度初までに改革を実施できるよう、最終報告の取りまとめ後 社会保障審議会の審議を経て 翌年夏までに成案を得た後に速やかに必要な法制上の措置を講じることとした。 ・ 後期高齢者（現役並み所得者以外）であっても一定所得以上の方については、窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方については 1 割とする ・ 高齢者の疾病・生活状況等の実態を踏まえ、具体的な施行時期や 2 割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討を行う。
令和 02 年 04 月	● 令和 2・3 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 640,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 賦課限度額 62 万円を 64 万円とする。
令和 02 年 05 月	● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被用者に対する傷病手当金の支給 並びに保険料の減免措置の実施 ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（令和 2 年 3 月 10 日事務連絡）に基づき、同感染症の感染拡大の防止に向けた臨時的な措置を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 86 条第 2 項に規定する傷病手当金の支給について、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例並びに同施行規則の一部改正を実施（令和 2 年 5 月 29 日施行） ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について（令和 2 年 4 月 8 日事務連絡）に基づき、同感染症の影響を受けた被保険者を保険料減免の対象に含めるため、山梨県後期高齢者医療広域連合保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部改正を実施。（令和 2 年 5 月 29 日施行、令和 2 年 2 月 1 日適用）
令和 02 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,959 人 賦課総額 7,595,601,770 円 1 人当たり：58,000 円（軽減後）
令和 02 年 12 月	● 全世代型社会保障検討会議 最終報告（令和 2 年 12 月 15 日） 今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が 28 万円以上（所得上位 30%）かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の方）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。 今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022 年度）後半までの間で、政令で定めることとする。 また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。
令和 03 年 04 月	● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ▶ 均等割の軽減率 … 7.75 割軽減を本則どおりの 7 割軽減に変更。 ● 均等割額の軽減対象となる要件の見直し
令和 03 年 06 月	● 一部負担金の負担割合見直し（令和 3 年 6 月 11 日公布） 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が公布され、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担を 2 割にする。
令和 03 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,241 人 賦課総額 7,600,875,160 円 1 人当たり：58,360 円（軽減後）
令和 04 年 01 月	● 一部負担金の負担割合見直しの施行期日（令和 4 年 1 月 4 日公布） 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 13 号）により、一部負担金の負担割合見直しの施行期日が令和 4 年 10 月 1 日とされた。
令和 04 年 04 月	● 令和 4・5 年度保険料率等 ▶ 所得割率 8.30% 均等割額 40,980 円 賦課限度額 660,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 賦課限度額 64 万円を 66 万円とする。
令和 04 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：133,350 人 賦課総額 8,290,668,620 円 1 人当たり：62,172 円（軽減後）
令和 04 年 10 月	● 一部負担金の負担割合見直しの施行 現役並み所得者以外の被保険者で、一定所得以上であるものについて、窓口 2 割負担が令和 4 年 10 月 1 日より施行された。
令和 05 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：138,254 人 賦課総額 8,741,352,230 円 1 人当たり：63,226 円（軽減後）
令和 05 年 12 月	● 現行の健康保険証の廃止の施行期日（令和 5 年 12 月 27 日公布） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、現行の健康保険証の廃止の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日とされた。
令和 06 年 03 月	● 第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定 令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を中心に、標準化された様式、国より示された共通評価指標を活用して保健事業を評価し、広域連合間及び構成市町村間で実績等を比較することにより、より効果的な保健事業の実施を目指して、第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定した。
令和 06 年 04 月	● 令和 6・7 年度保険料率等 ▶ 所得割率 11.11% 均等割額 50,770 円 賦課限度額 800,000 円 ● 賦課限度額 66 万円を 80 万円とする。
	● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の開始 構成 27 市町村において高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が開始された。
令和 06 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：141,642 人 賦課総額 11,773,928,730 円 1 人当たり：83,125 円（軽減後）

後期高齢者医療制度の概要（令和 5 年度版）

令和 6 年 10 月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

Tel 055-236-5671／ Fax 055-235-6373
